



# 宮崎労働局長 記者発表項目一覧

令和5年8月29日（火）

## 記者発表項目

- ① 一般職業紹介状況《令和5年7月分》（8月29日発表）
- ② 令和5年度 新規学校卒業予定者の求職・求人等の状況（7月末）
- ③ 雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表について
- ④ 令和5年度全国労働衛生週間（第74回）の実施について
- ⑤ 長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果を公表します
- ⑥ 宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第78号）

### 担当窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室 企画・調整係 長田

宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

TEL:0985-38-8821

宮崎労働局発表  
令和5年8月29日解禁

報道関係者 各位

【照会先】

宮崎労働局職業安定部  
部長 伊藤 昌史  
職業安定課長 宮元 三治  
地方労働市場情報官 児玉 聡子  
(代表電話)0985(38)8823

一般職業紹介状況(令和5年7月分)

令和5年7月の有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は、1.42倍と前月と同率。  
有効求人倍率は、97ヶ月連続で1倍台を維持。  
正社員有効求人倍率(原数値)は、1.13倍と前年同月より0.04ポイント上昇。  
雇用失業情勢は、求人が求職を上回る状況が継続しており、着実に改善が進んでいる。

- ・令和5年7月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月と同率。
- ・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で0.6%減、前年同月(原数値)で2.0%増。
- ・【有効求人数】は、前月比(季節調整値)で0.4%減、前年同月比(原数値)で1.8%増(31ヶ月連続増加)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)3.8%減、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)3.2%増となった。

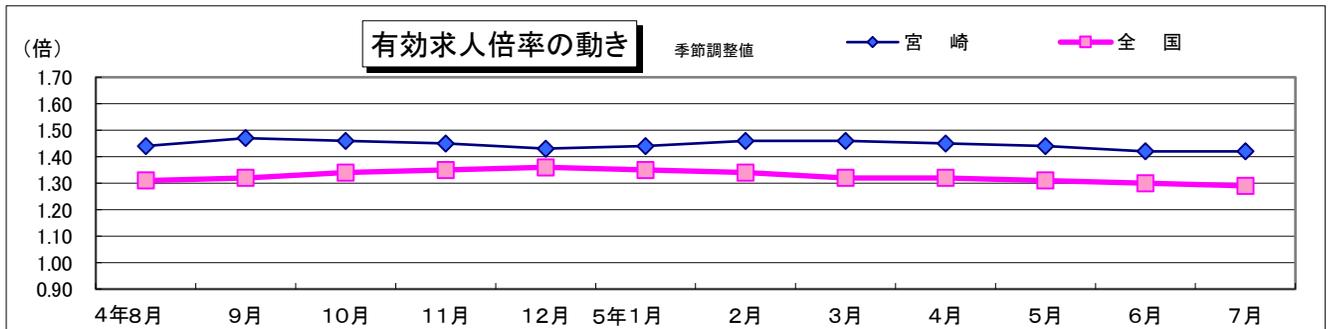
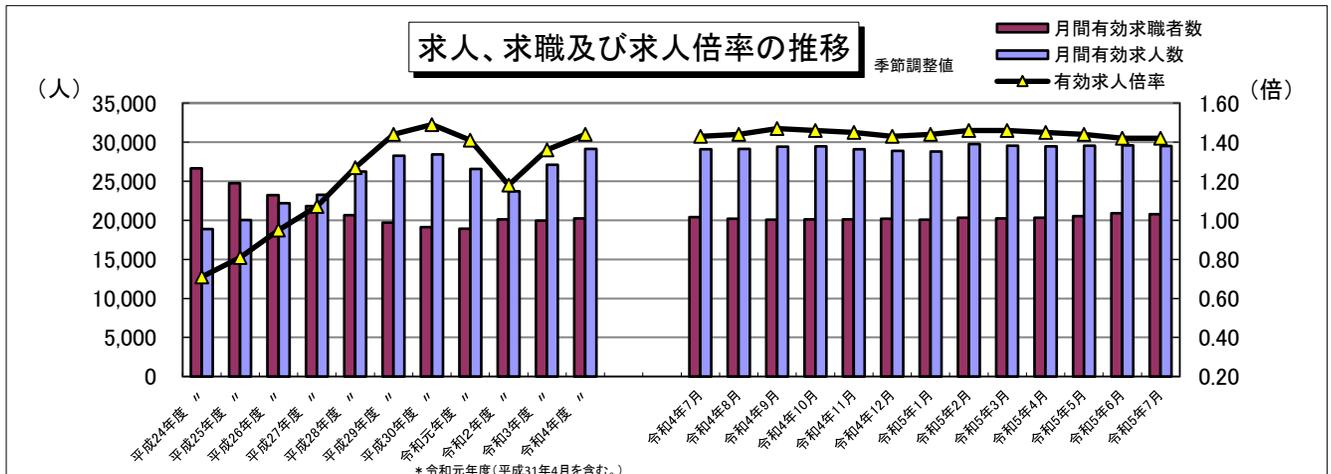
本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比0.6%減少し、有効求人数(同)は前月比0.4%減少した結果、前月と同率の、1.42倍となった。

新規求職者数(原数値)は、前年同月比で3.8%(157人)減少となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比で2.0%(409人)増加と3ヶ月連続の増加となっている。

新規求職者(一般フルタイム・パート)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が12.3%(151人)減、離職者は1.8%(48人)減、無業者が13.4%(42人)増となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は6.5%(36人)減となっている。

一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で3.2%(315人)増加となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で1.8%(511人)の増加で31ヶ月連続となっている。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中8産業で増加となった。内訳としては、情報通信業で212.1%(437人)増、医療、福祉で10.7%(296人)増等となる一方、運輸業、郵便業で34.9%(206人)減、製造業で13.5%(142人)減等(18産業中10産業で減少)となったことから、全体で315人(3.2%)の増加となった。



有効求人倍率<季節調整値、倍>

	令和4年	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
宮崎		1.44	1.47	1.46	1.45	1.43	1.44	1.46	1.46	1.45	1.44	1.44	1.42	1.42
全国		1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

(注1)本公表資料における有効求人倍率、有効求人数、新規求人数は、宮崎労働局管内のハローワークが受理した求人数(受理地別求人数)により算出したものである。

(注2)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

### 1. 新規求職の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求職者数】(季節調整値)は、4,226人で0.7%(28人)減少となった。

新規求職(パートを含む、人)

	令和4年					令和5年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
新規求職数	4,286	4,309	4,353	4,443	4,245	4,295	4,474	4,385	4,395	4,637	4,254	4,226
前月比	-3.5%	0.5%	1.0%	2.1%	-4.5%	1.2%	4.2%	-2.0%	0.2%	5.5%	-8.3%	-0.7%

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

### 2. 新規求人の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求人数】(季節調整値)は、10,614人で1.1%(112人)増加となった。

新規求人(パートを含む、人)

	令和4年					令和5年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
新規求人	9,841	10,811	10,352	9,711	10,707	10,242	9,896	10,408	10,654	9,789	10,502	10,614
前月比	-5.2%	9.9%	-4.2%	-6.2%	10.3%	-4.3%	-3.4%	5.2%	2.4%	-8.1%	7.3%	1.1%

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

### 3. 職業紹介状況について(パートを含む)<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【職業紹介状況】は、紹介件数が100件(2.7%)増の3,741件となり、就職件数は24件(1.6%)増の1,571件となった。就職率(対新規求職者)は、2.1ポイント上回って39.1%となった。

就職(パートを含む、件)

就職件数	令和3年					令和4年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	1,557	1,736	1,684	1,603	1,319	1,470	1,608	2,245	1,711	1,704	1,734	1,547
対前年同月比	令和4年					令和5年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	1,532	1,551	1,605	1,534	1,325	1,282	1,706	2,288	1,769	1,763	1,748	1,571
対前年同月比	-1.6%	-10.7%	-4.3%	-4.3%	0.5%	-12.8%	6.1%	1.9%	3.4%	3.5%	0.8%	1.6%

就職率	令和3年					令和4年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	36.3%	40.8%	39.0%	41.4%	41.0%	30.1%	36.7%	45.7%	27.7%	37.3%	39.5%	37.0%
就職率	令和4年					令和5年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	36.8%	37.7%	38.5%	40.1%	44.6%	27.2%	37.4%	46.6%	29.5%	35.9%	41.1%	39.1%

### 4. 正社員有効求人倍率の動き<原数値>

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、1.13倍となり、前年同月比で0.04ポイント上昇。  
 R5.7月…正社員有効求人数 14,025人 常用フルタイム有効求職者数12,406人  
 R4.7月… " 13,335人 " 12,257人

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

次回公表予定日 令和5年9月29日(金)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	令和5年7月	令和5年6月	対前月 増減率(差) (%)	令和4年7月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	20,994	21,794	—	20,585	2.0
季節調整値	* 20,778	* 20,897	▲ 0.6	20,411	1.8
2 新規求職申込件数(件)	4,021	4,253	—	4,178	▲ 3.8
3 月間有効求人数(人)	28,540	28,771	—	28,029	1.8
季節調整値	* 29,483	* 29,588	▲ 0.4	29,101	1.3
4 新規求人数(人)	10,135	10,702	—	9,820	3.2
5 紹介件数(件)	3,741	4,159	\	3,641	2.7
6 就職件数(件)	1,571	1,748		1,547	1.6
7 就職率(6/2)(%)	39.1	41.1		37.0	2.1
8 充足数(件)	1,507	1,677		1,468	2.7
9 充足率(8/4)(%)	14.9	15.7		14.9	0.0

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和5年7月	令和5年6月	前月差 (ポイント)	令和4年7月
宮崎県	1.42	1.42	0.00	1.43
全国	1.29	1.30	▲ 0.01	1.28

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	4,223	4,275	4,836	4,921	5,054	4,802	4,461	4,446	4,189	4,014	3,828	3,858
令和4年度	3,891	3,897	4,621	4,742	5,133	4,876	4,482	4,331	4,135	4,070	3,789	3,812
令和5年度	3,922	4,286	4,763	4,963								

(受給者実人員=失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	令和5年7月	令和5年6月	令和4年7月	前年同月差 (ポイント)
宮崎	1.41	1.36	1.33	0.08
延岡	1.21	1.23	1.24	▲ 0.03
日向	1.16	1.09	1.18	▲ 0.02
都城	1.66	1.62	1.77	▲ 0.11
日南	1.05	1.02	1.06	▲ 0.01
高鍋	1.11	1.06	1.22	▲ 0.11
小林	1.24	1.20	1.45	▲ 0.21
県計	1.36	1.32	1.36	0.00

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和5年7月	令和5年6月	前月差 (ポイント)	令和4年7月
福岡	1.20	1.23	▲0.03	1.18
佐賀	1.36	1.37	▲0.01	1.35
長崎	1.19	1.22	▲0.03	1.16
熊本	1.30	1.33	▲0.03	1.44
大分	1.40	1.43	▲0.03	1.36
宮崎	1.42	1.42	0.00	1.43
鹿児島	1.20	1.22	▲0.02	1.36
沖縄	1.09	1.08	0.01	0.90

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況(一般パートタイム)

	令和5年7月	令和5年6月	令和4年7月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	8,566	9,074	8,296	3.3
2 新規求職申込件数(件)	1,425	1,610	1,393	2.3
3 月間有効求人数(人)	8,963	9,248	9,402	▲4.7
4 新規求人数(人)	3,437	3,302	3,461	▲0.7
5 紹介件数(件)	1,229	1,456	1,149	7.0
6 就職件数(件)	583	705	564	3.4
7 充足数(件)	553	669	536	3.2
8 充足率(%)	16.1%	20.3%	15.5%	0.6

別表7 新規求職申込者の求職時の態様別内訳※令和5年1月分より掲載内容変更(常用フルタイムから一般フルタイム・パートへ変更)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和5年7月	361	709	736	811	761	643	4,021
	令和4年7月	373	789	800	858	784	574	4,178
	前年比	▲3.2%	▲10.1%	▲8.0%	▲5.5%	▲2.9%	12.0%	▲3.8%
在職者	令和5年7月	112	233	240	227	177	86	1,075
	令和4年7月	117	263	285	277	210	74	1,226
	前年比	▲4.3%	▲11.4%	▲15.8%	▲18.1%	▲15.7%	16.2%	▲12.3%
離職者	令和5年7月	189	420	441	500	531	509	2,590
	令和4年7月	206	475	446	515	526	470	2,638
	前年比	▲8.3%	▲11.6%	▲1.1%	▲2.9%	1.0%	8.3%	▲1.8%
事業主都合	令和5年7月	20	50	70	100	126	156	522
	令和4年7月	17	63	92	127	135	124	558
	前年比	17.6%	▲20.6%	▲23.9%	▲21.3%	▲6.7%	25.8%	▲6.5%
自己都合	令和5年7月	166	365	359	384	363	309	1,946
	令和4年7月	187	403	347	377	335	300	1,949
	前年比	▲11.2%	▲9.4%	3.5%	1.9%	8.4%	3.0%	▲0.2%
無業者	令和5年7月	60	56	55	84	53	48	356
	令和4年7月	50	51	69	66	48	30	314
	前年比	20.0%	9.8%	▲20.3%	27.3%	10.4%	60.0%	13.4%

\* 一般…常用および臨時・季節を合わせた数。3ページ別表1職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)の2 新規求職申込件数の内訳となる。

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

項目	求人状況					
	令和5年7月	令和5年6月	令和4年7月	前年 同月比(%)	前年 同月差	
産業別・規模別						
A,B 農、林、漁業	229	274	217	5.5	12	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	7	19	2	250.0	5	
D 建設業	647	811	764	▲15.3	▲117	
E 製造業	913	966	1,055	▲13.5	▲142	
食料品製造業	266	281	225	18.2	41	
飲料・たばこ・飼料製造業	90	54	71	26.8	19	
繊維工業	73	97	146	▲50.0	▲73	
木材・木製品製造業	83	105	95	▲12.6	▲12	
家具・装備品製造業	10	9	19	▲47.4	▲9	
パルプ・紙・紙加工品製造業	11	11	21	▲47.6	▲10	
印刷・同関連業	40	10	14	185.7	26	
化学工業	21	13	49	▲57.1	▲28	
石油製品・石炭製品製造業	0	1	0	-	0	
プラスチック製品製造業	20	29	41	▲51.2	▲21	
ゴム製品製造業	8	7	26	▲69.2	▲18	
窯業・土石製品製造業	22	48	30	▲26.7	▲8	
鉄鋼業	0	7	1	▲100.0	▲1	
非鉄金属製造業	3	0	1	200.0	2	
金属製品製造業	37	59	32	15.6	5	
はん用機械器具製造業	35	68	31	12.9	4	
生産用機械器具製造業	15	25	21	▲28.6	▲6	
業務用機械器具製造業	17	14	10	70.0	7	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	59	29	69	▲14.5	▲10	
電気機械器具製造業	47	57	87	▲46.0	▲40	
情報通信機械器具製造業	2	4	0	-	2	
輸送用機械器具製造業	42	20	34	23.5	8	
その他の製造業	12	18	32	▲62.5	▲20	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	10	▲60.0	▲6	
G 情報通信業	643	684	206	212.1	437	
H 運輸業、郵便業	385	530	591	▲34.9	▲206	
I 卸売業、小売業	1,156	1,040	1,043	10.8	113	
J 金融業、保険業	72	79	91	▲20.9	▲19	
K 不動産業、物品賃貸業	114	140	145	▲21.4	▲31	
L 学術研究、専門・技術サービス業	265	154	188	41.0	77	
M 宿泊業、飲食サービス業	512	639	605	▲15.4	▲93	
宿泊業	151	172	110	37.3	41	
N 生活関連サービス業、娯楽業	295	227	233	26.6	62	
O 教育、学習支援業	127	215	131	▲3.1	▲4	
P 医療、福祉	3,069	3,051	2,773	10.7	296	
Q 複合サービス事業	172	60	157	9.6	15	
R サービス業(他に分類されないもの)	1,436	1,692	1,493	▲3.8	▲57	
S,T 公務、その他	89	117	116	▲23.3	▲27	
合計	10,135	10,702	9,820	3.2	315	
規模別	29人以下	6,783	7,121	6,251	8.5	532
	30~99人	2,155	2,501	2,322	▲7.2	▲167
	100~299人	777	834	916	▲15.2	▲139
	300~499人	232	130	161	44.1	71
	500~999人	161	99	129	24.8	32
	1,000人以上	27	17	41	▲34.1	▲14

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

## 正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、1.13倍と前年同月より0.04ポイント上昇。

(倍)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
1月	0.45	0.43	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03	0.98	1.11	1.23
2月	0.43	0.44	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.43	0.81	0.97	1.05	0.99	0.99	1.12	1.21
3月	0.41	0.43	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	0.92	0.98	1.10	1.17
4月	0.36	0.39	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	0.86	0.95	1.05	1.10
5月	0.32	0.39	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	0.82	0.96	1.04	1.08
6月	0.30	0.38	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	0.84	0.98	1.09	1.10
7月	0.31	0.38	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	0.84	1.00	1.09	1.13
8月	0.32	0.41	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	0.85	1.00	1.11	
9月	0.34	0.41	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	0.87	1.02	1.12	
10月	0.36	0.41	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	0.89	1.05	1.15	
11月	0.39	0.44	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	0.94	1.08	1.17	
12月	0.41	0.45	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	0.99	1.12	1.26	

(資料出所) 宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開いた求職者数が含まれている。

## 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和5年7月）

### 「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→ 実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.47倍で受理地別の有効求人倍率(1.42倍)より0.05ポイント高い。

		①	②	③	④	⑤	⑥差
		有効求職者数	有効求人数	就業地別 有効求人数	有効求人倍率 ②/①	就業地別 有効求人倍率 ③/①	⑤-④
令和4年	7月	20,411	29,101	31,437	1.43	<b>1.54</b>	0.11
	8月	20,186	29,136	31,416	1.44	<b>1.56</b>	0.12
	9月	20,057	29,405	31,758	1.47	<b>1.58</b>	0.11
	10月	20,112	29,446	31,710	1.46	<b>1.58</b>	0.12
	11月	20,108	29,082	31,241	1.45	<b>1.55</b>	0.10
	12月	20,181	28,886	30,918	1.43	<b>1.53</b>	0.10
	1月	20,073	28,813	30,653	1.44	<b>1.53</b>	0.09
令和5年	2月	20,302	29,736	31,460	1.46	<b>1.55</b>	0.09
	3月	20,242	29,525	31,029	1.46	<b>1.53</b>	0.07
	4月	20,333	29,468	30,750	1.45	<b>1.51</b>	0.06
	5月	20,528	29,542	30,680	1.44	<b>1.49</b>	0.05
	6月	20,897	29,588	30,666	1.42	<b>1.47</b>	0.05
	7月	20,778	29,483	30,499	1.42	<b>1.47</b>	0.05

(資料出所) 宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。

## Press Release

宮崎労働局発表  
令和5年8月29日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部  
部 長 伊藤 昌史  
職業安定課長 宮元 三治  
(電話) 0985-38-8823

### 令和5年度 新規学校卒業者の求職・求人等の状況（7月末）

宮崎労働局（局長 坂根 登）では、令和6年3月に県内の学校を卒業する学生等の求職・求人等の状況を調査し、令和5年7月末の状況として取りまとめました。

宮崎労働局では、引き続き企業への積極的な求人開拓のほか、新規学卒者の就職支援の強化に努めてまいります。

【高校新卒者】（別紙1：令和5年7月末）

- 求職者全体の求人倍率は2.12倍、前年比（2.09倍）0.03ポイント上昇
- 求人数は4,124人、同（3,788人）8.9%の増加
- 求職者数は1,942人、同（1,809人）7.4%の増加
- 求職者全体に占める県内希望者の割合は64.0%、同（63.1%）0.9ポイント上昇

※1 本数値は、県内の県立及び私立高校からハローワークへの報告（学校やハローワークからの職業紹介を希望している生徒の状況等）を取りまとめたものです。

※2 高校新卒者の求人数は、県内の事業所より提出されたものを公表しています。

※3 高校新卒者の内定状況の公表は10月末、大学等新卒者の内定状況の公表は11月末を予定しています。



# 新規学校卒業者の求職・求人等の状況

(令和6年3月卒業予定者)

宮崎労働局

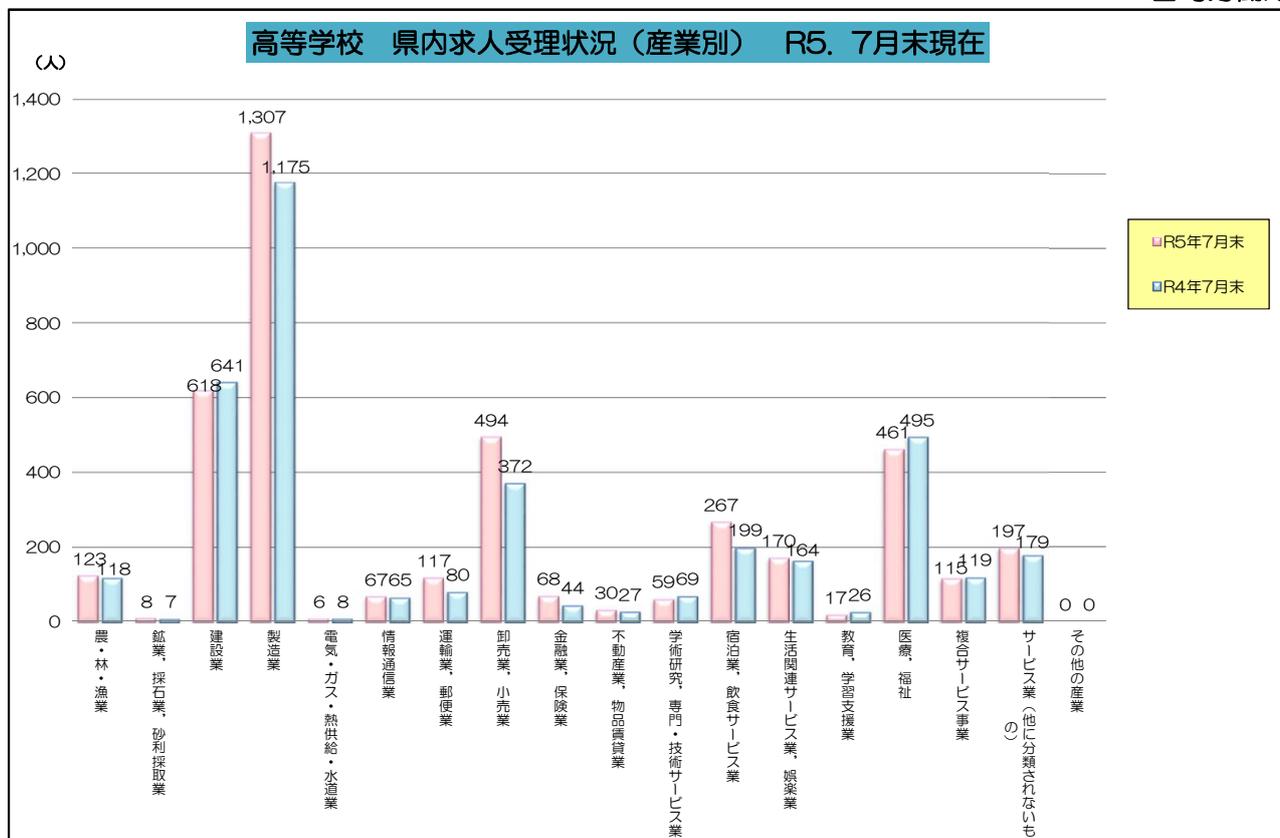
区分	令和5年7月末現在			前年同月			対前年 増減率・差	
	計	男	女	計	男	女		
高 校 卒 業	① 求職者数	1,942	1,218	724	1,809	1,162	647	7.4%
	うち 県内	1,242	715	527	1,142	687	455	8.8%
	うち 県外	700	503	197	667	475	192	4.9%
	求職者全体に占める 県内希望者の割合	64.0%	58.7%	72.8%	63.1%	59.1%	70.3%	0.9
② 求人 数	4,124			3,788				8.9%
③ 求人倍率 ② / ①	2.12			2.09				0.03

※中学卒業の求職者は、令和5年7月末現在で0名。

※求人数は県内の事業所より提出されたものを公表している。

# 令和6年3月高等学校卒業予定者に係る産業別求人状況 【令和5年7月末現在】

宮崎労働局



産業分類	R5年7月末	R4年7月末	対前年増減率
農・林・漁業	123	118	4.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	8	7	14.3%
建設業	618	641	▲3.6%
製造業	1,307	1,175	11.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	8	▲25.0%
情報通信業	67	65	3.1%
運輸業、郵便業	117	80	46.3%
卸売業、小売業	494	372	32.8%
金融業、保険業	68	44	54.5%
不動産業、物品賃貸業	30	27	11.1%
学術研究、専門・技術サービス業	59	69	▲14.5%
宿泊業、飲食サービス業	267	199	34.2%
生活関連サービス業、娯楽業	170	164	3.7%
教育、学習支援業	17	26	▲34.6%
医療、福祉	461	495	▲6.9%
複合サービス事業	115	119	▲3.4%
サービス業（他に分類されないもの）	197	179	10.1%
その他の産業	0	0	-
<b>合計</b>	<b>4,124</b>	<b>3,788</b>	<b>8.9%</b>

## 新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
① 求 人 数	H 6. 3卒	3,982	4,533	4,813	5,010	5,178	5,368	5,576	5,703	5,752	5,779	—	—
	H 7. 3卒	2,876	3,388	3,784	4,066	4,227	4,477	4,696	4,961	5,016	5,019	—	—
	H 8. 3卒	2,524	2,988	3,294	3,587	3,763	3,923	4,122	4,270	4,319	4,321	—	—
	H 9. 3卒	2,074	2,531	2,859	3,122	3,348	3,521	3,694	3,873	3,900	3,903	—	—
	H10. 3卒	1,930	2,239	2,565	2,808	2,910	3,035	3,176	3,272	3,300	3,304	—	—
	H11. 3卒	1,095	1,272	1,426	1,600	1,708	1,821	1,944	2,085	2,109	2,111	—	—
	H12. 3卒	723	980	1,181	1,415	1,556	1,751	2,070	2,242	2,331	2,332	2,335	2,335
	H13. 3卒	863	1,064	1,265	1,459	1,739	1,964	2,106	2,242	2,265	2,269	2,269	2,269
	H14. 3卒	660	843	959	1,082	1,377	1,501	1,724	1,879	1,924	1,931	1,932	1,933
	H15. 3卒	526	725	890	1,086	1,337	1,430	1,660	1,815	1,892	1,893	1,893	1,893
	H16. 3卒	556	807	1,012	1,279	1,483	1,623	1,844	2,038	2,114	2,119	2,119	2,119
	H17. 3卒	755	1,081	1,345	1,688	1,899	1,974	2,161	2,257	2,301	2,313	2,316	2,316
	H18. 3卒	819	1,150	1,383	1,686	1,882	1,978	2,182	2,263	2,293	2,294	2,294	2,294
	H19. 3卒	1,283	1,560	1,806	2,169	2,278	2,379	2,523	2,620	2,650	2,650	2,651	2,651
	H20. 3卒	1,254	1,534	1,710	2,028	2,255	2,331	2,410	2,441	2,488	2,488	2,489	2,492
	H21. 3卒	1,449	1,649	1,770	1,962	2,010	2,073	2,131	2,154	2,156	2,156	2,156	2,156
	H22. 3卒	750	1,007	1,085	1,268	1,383	1,492	1,627	1,708	1,728	1,731	1,741	1,741
	H23. 3卒	765	1,034	1,189	1,395	1,503	1,609	1,736	1,784	1,819	1,825	1,825	1,825
	H24. 3卒	930	1,187	1,396	1,673	1,801	1,905	2,029	2,081	2,126	2,129	2,129	2,129
	H25. 3卒	1,078	1,436	1,692	2,031	2,149	2,284	2,390	2,461	2,485	2,485	2,486	2,486
	H26. 3卒	1,403	1,765	1,997	2,289	2,434	2,553	2,625	2,667	2,677	2,682	2,682	2,686
	H27. 3卒	1,897	2,163	2,586	2,870	2,939	3,016	3,079	3,099	3,102	3,102	3,102	3,102
	H28. 3卒	2,408	2,709	2,960	3,181	3,235	3,293	3,340	3,360	3,371	3,375	3,375	3,372
	H29. 3卒	2,913	3,215	3,400	3,573	3,646	3,699	3,725	3,746	3,750	3,753	3,754	3,754
	H30. 3卒	3,448	3,696	3,866	4,022	4,073	4,099	4,126	4,138	4,141	4,141	4,142	4,148
	H31. 3卒	3,901	4,094	4,161	4,344	4,407	4,445	4,480	4,498	4,504	4,518	4,522	4,520
	R2. 3卒	4,039	4,183	4,316	4,437	4,481	4,523	4,537	4,547	4,552	4,553	4,553	4,560
	R3. 3卒	3,161	3,367	3,532	3,678	3,794	3,905	3,956	3,970	3,978	3,980	3,980	3,984
R4. 3卒	3,323	3,513	3,672	3,782	3,830	3,919	3,957	3,987	3,992	3,992	4,002	4,010	
R5. 3卒	3,788	4,021	4,174	4,288	4,310	4,360	4,389	4,400	4,405	4,406	4,406	4,422	
R6. 3卒	4,124												
対前年増減率	8.9%												

## 新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求職者数	②全体(県外+県内)												
	H 6. 3卒	5,555	5,493	5,633	5,965	6,092	6,066	6,021	6,047	5,952	5,734	—	—
	H 7. 3卒	5,758	5,623	5,699	5,667	5,710	5,715	5,704	5,571	5,464	5,215	—	—
	H 8. 3卒	5,642	5,523	5,460	5,458	5,480	5,480	5,391	5,258	5,123	4,907	—	—
	H 9. 3卒	5,394	5,149	5,121	5,024	5,035	5,010	4,990	4,826	4,658	4,570	—	—
	H10. 3卒	5,317	5,231	5,028	4,972	5,014	5,000	4,935	4,827	4,606	4,482	—	—
	H11. 3卒	4,754	4,562	4,427	4,383	4,388	4,349	4,287	4,112	3,929	3,728	—	—
	H12. 3卒	4,422	4,284	4,223	4,181	4,170	4,221	3,988	3,852	3,697	3,613	3,569	3,548
	H13. 3卒	4,600	4,439	4,279	4,196	4,243	4,232	4,086	3,966	3,854	3,744	3,741	3,715
	H14. 3卒	4,379	4,143	4,150	4,115	4,133	4,025	3,830	3,679	3,517	3,371	3,388	3,338
	H15. 3卒	4,123	3,836	3,582	3,542	3,610	3,644	3,495	3,412	3,271	3,242	3,269	3,202
	H16. 3卒	3,977	3,863	3,710	3,646	3,762	3,709	3,591	3,517	3,447	3,397	3,369	3,358
	H17. 3卒	3,793	3,726	3,673	3,607	3,645	3,648	3,532	3,468	3,358	3,309	3,309	3,300
	H18. 3卒	3,581	3,547	3,382	3,383	3,386	3,371	3,329	3,256	3,194	3,179	3,161	3,155
	H19. 3卒	3,563	3,520	3,545	3,554	3,511	3,473	3,401	3,347	3,308	3,306	3,273	3,259
	H20. 3卒	3,464	3,356	3,391	3,268	3,318	3,314	3,261	3,238	3,211	3,197	3,196	3,193
	H21. 3卒	3,207	3,122	3,203	3,177	3,193	3,168	3,112	3,058	3,002	3,001	2,985	2,948
	H22. 3卒	3,160	3,063	3,021	2,916	2,927	2,888	2,838	2,768	2,748	2,762	2,743	2,724
	H23. 3卒	3,094	2,945	2,872	2,774	2,825	2,817	2,770	2,738	2,767	2,772	2,777	2,763
	H24. 3卒	2,977	2,892	2,769	2,801	2,850	2,829	2,802	2,753	2,735	2,745	2,745	2,745
	H25. 3卒	3,281	3,112	3,037	2,926	2,935	2,897	2,864	2,838	2,815	2,809	2,870	2,870
	H26. 3卒	2,912	2,852	2,849	2,730	2,772	2,753	2,739	2,730	2,730	2,729	2,725	2,721
	H27. 3卒	2,974	2,902	2,910	2,914	2,909	2,891	2,845	2,825	2,800	2,795	2,793	2,793
	H28. 3卒	2,936	2,821	2,756	2,778	2,790	2,736	2,718	2,721	2,701	2,695	2,694	2,693
	H29. 3卒	2,748	2,757	2,745	2,741	2,740	2,715	2,713	2,709	2,712	2,708	2,707	2,706
	H30. 3卒	2,508	2,557	2,561	2,537	2,540	2,543	2,520	2,505	2,504	2,498	2,497	2,496
H31. 3卒	2,666	2,643	2,611	2,628	2,619	2,630	2,609	2,612	2,593	2,588	2,587	2,586	
R2. 3卒	2,563	2,522	2,530	2,527	2,536	2,532	2,530	2,524	2,591	2,586	2,586	2,585	
R3. 3卒	2,438	2,458	2,455	2,385	2,332	2,305	2,279	2,252	2,260	2,253	2,249	2,245	
R4. 3卒	2,144	2,085	2,047	2,071	2,060	2,053	2,093	2,082	2,064	2,061	2,061	2,050	
R5. 3卒	1,809	2,079	2,053	2,043	2,043	2,038	2,014	1,999	1,986	1,986	1,987	1,986	
R6. 3卒	1,942												

## 新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求 職 者 数	③うち県内												
	H 6. 3卒	3,216	3,236	3,248	3,486	3,608	3,597	3,559	3,572	3,474	3,308	—	—
	H 7. 3卒	3,252	3,176	3,197	3,331	3,400	3,455	3,459	3,346	3,274	3,074	—	—
	H 8. 3卒	3,441	3,451	3,377	3,398	3,457	3,469	3,392	3,289	3,185	3,017	—	—
	H 9. 3卒	3,144	3,094	3,032	3,023	3,056	3,031	3,024	2,921	2,747	2,668	—	—
	H10. 3卒	2,897	2,924	2,696	2,739	2,799	2,777	2,731	2,673	2,489	2,373	—	—
	H11. 3卒	2,472	2,269	2,184	2,248	2,357	2,364	2,337	2,214	2,074	1,912	—	—
	H12. 3卒	2,236	2,284	2,253	2,384	2,497	2,521	2,433	2,352	2,203	2,161	2,119	2,103
	H13. 3卒	2,561	2,453	2,400	2,449	2,584	2,606	2,537	2,455	2,354	2,286	2,287	2,263
	H14. 3卒	2,501	2,293	2,316	2,369	2,513	2,453	2,352	2,240	2,147	2,042	2,059	2,009
	H15. 3卒	2,347	2,231	2,131	2,146	2,210	2,303	2,184	2,149	2,052	2,030	2,075	2,013
	H16. 3卒	2,406	2,310	2,274	2,317	2,457	2,421	2,351	2,274	2,221	2,189	2,167	2,157
	H17. 3卒	2,343	2,291	2,333	2,330	2,399	2,392	2,281	2,230	2,148	2,104	2,105	2,097
	H18. 3卒	2,122	2,097	1,950	1,997	2,042	2,024	1,990	1,948	1,875	1,856	1,836	1,832
	H19. 3卒	2,085	1,996	2,052	2,139	2,117	2,077	2,029	1,979	1,947	1,951	1,932	1,919
	H20. 3卒	1,989	1,948	1,957	1,919	1,960	1,948	1,894	1,885	1,858	1,845	1,840	1,838
	H21. 3卒	1,801	1,754	1,739	1,716	1,753	1,741	1,699	1,657	1,610	1,616	1,603	1,593
	H22. 3卒	1,724	1,674	1,634	1,662	1,745	1,735	1,709	1,671	1,649	1,669	1,654	1,642
	H23. 3卒	1,714	1,585	1,493	1,539	1,621	1,668	1,646	1,640	1,652	1,658	1,662	1,649
	H24. 3卒	1,619	1,558	1,467	1,577	1,667	1,664	1,655	1,629	1,611	1,620	1,622	1,622
	H25. 3卒	1,950	1,848	1,706	1,712	1,761	1,731	1,716	1,699	1,673	1,669	1,721	1,721
	H26. 3卒	1,597	1,583	1,586	1,542	1,632	1,633	1,626	1,616	1,607	1,605	1,601	1,598
	H27. 3卒	1,563	1,460	1,549	1,589	1,612	1,610	1,570	1,552	1,521	1,518	1,518	1,518
	H28. 3卒	1,606	1,568	1,519	1,540	1,574	1,535	1,522	1,525	1,519	1,514	1,513	1,512
	H29. 3卒	1,539	1,575	1,523	1,546	1,545	1,546	1,550	1,544	1,547	1,542	1,541	1,540
	H30. 3卒	1,429	1,450	1,457	1,474	1,481	1,485	1,471	1,462	1,459	1,457	1,457	1,457
	H31. 3卒	1,553	1,557	1,523	1,538	1,542	1,554	1,538	1,546	1,536	1,532	1,531	1,530
R2. 3卒	1,535	1,489	1,491	1,498	1,504	1,504	1,503	1,501	1,540	1,536	1,536	1,535	
R3. 3卒	1,443	1,532	1,510	1,471	1,457	1,441	1,425	1,406	1,419	1,412	1,408	1,405	
R4. 3卒	1,357	1,329	1,315	1,365	1,361	1,366	1,380	1,370	1,361	1,358	1,358	1,347	
R5. 3卒	1,142	1,324	1,297	1,326	1,334	1,333	1,311	1,303	1,296	1,296	1,297	1,296	
R6. 3卒	1,242												

## 新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末		
求職者数	就職希望者に占める県内希望者の割合	H 6. 3卒	57.9%	58.9%	57.7%	58.4%	59.2%	59.3%	59.1%	59.1%	58.4%	57.7%	—	—	
		H 7. 3卒	56.5%	56.5%	56.1%	58.8%	59.5%	60.5%	60.6%	60.1%	59.9%	58.9%	—	—	
		H 8. 3卒	61.0%	62.5%	61.8%	62.3%	63.1%	63.3%	62.9%	62.6%	62.2%	61.5%	—	—	
		H 9. 3卒	58.3%	60.1%	59.2%	60.2%	60.7%	60.5%	60.6%	60.5%	59.0%	58.4%	—	—	
		H10. 3卒	54.5%	55.9%	53.6%	55.1%	55.8%	55.5%	55.3%	55.4%	54.0%	52.9%	—	—	
		H11. 3卒	52.0%	49.7%	49.3%	51.3%	53.7%	54.4%	54.5%	53.8%	52.8%	51.3%	—	—	
		H12. 3卒	50.6%	53.3%	53.4%	57.0%	59.9%	59.7%	61.0%	61.1%	59.6%	59.8%	59.4%	59.3%	
		H13. 3卒	55.7%	55.3%	56.1%	58.4%	60.9%	61.6%	62.1%	61.9%	61.1%	61.1%	61.1%	61.1%	60.9%
		H14. 3卒	57.1%	55.3%	55.8%	57.6%	60.8%	60.9%	61.4%	60.9%	61.0%	60.6%	60.8%	60.2%	
		H15. 3卒	56.9%	58.2%	59.5%	60.6%	61.2%	63.2%	62.5%	63.0%	62.7%	62.6%	63.5%	62.9%	
		H16. 3卒	60.5%	59.8%	61.3%	63.5%	65.3%	65.3%	65.5%	64.7%	64.4%	64.4%	64.3%	64.2%	
		H17. 3卒	61.8%	61.5%	63.5%	64.6%	65.8%	65.6%	64.6%	64.3%	64.0%	63.6%	63.6%	63.5%	
		H18. 3卒	59.3%	59.1%	57.7%	59.0%	60.3%	60.0%	59.8%	59.8%	58.7%	58.4%	58.1%	58.1%	
		H19. 3卒	58.5%	56.7%	57.9%	60.2%	60.3%	59.8%	59.7%	59.1%	58.9%	59.0%	59.0%	58.9%	
		H20. 3卒	57.4%	58.0%	57.7%	58.7%	59.1%	58.8%	58.1%	58.2%	57.9%	57.7%	57.6%	57.6%	
		H21. 3卒	56.2%	56.2%	54.3%	54.0%	54.9%	55.0%	54.6%	54.2%	53.6%	53.8%	53.7%	54.0%	
		H22. 3卒	54.6%	54.7%	54.1%	57.0%	59.6%	60.1%	60.2%	60.4%	60.0%	60.4%	60.3%	60.3%	
		H23. 3卒	55.4%	53.8%	52.0%	55.5%	57.4%	59.2%	59.4%	59.9%	59.7%	59.8%	59.8%	59.7%	
		H24. 3卒	54.4%	53.9%	53.0%	56.3%	58.5%	58.8%	59.1%	59.2%	58.9%	59.0%	59.1%	59.1%	
		H25. 3卒	59.4%	59.4%	56.2%	58.5%	60.0%	59.8%	59.9%	59.9%	59.4%	59.4%	60.0%	60.0%	
		H26. 3卒	54.8%	55.5%	55.7%	56.5%	58.9%	59.3%	59.4%	59.2%	58.9%	58.8%	58.8%	58.7%	
		H27. 3卒	52.6%	50.3%	53.2%	54.5%	55.4%	55.7%	55.2%	54.9%	54.3%	54.3%	54.4%	54.4%	
		H28. 3卒	54.7%	55.6%	55.1%	55.4%	56.4%	56.1%	56.0%	56.0%	56.2%	56.2%	56.2%	56.1%	
		H29. 3卒	56.0%	57.1%	55.5%	56.4%	56.4%	56.9%	57.1%	57.0%	57.0%	56.9%	56.9%	56.9%	
		H30. 3卒	57.0%	56.7%	56.9%	58.1%	58.3%	58.4%	58.4%	58.4%	58.3%	58.3%	58.4%	58.4%	
		H31. 3卒	58.3%	58.9%	58.3%	58.5%	58.9%	59.1%	58.9%	59.2%	59.2%	59.2%	59.2%	59.2%	
		R2. 3卒	59.9%	59.0%	58.9%	59.3%	59.3%	59.4%	59.4%	59.5%	59.4%	59.4%	59.4%	59.4%	
		R3. 3卒	59.2%	62.3%	61.5%	61.7%	62.5%	62.5%	62.5%	62.4%	62.8%	62.7%	62.6%	62.6%	
		R4. 3卒	63.3%	63.7%	64.2%	65.9%	66.1%	66.5%	65.9%	65.8%	65.9%	65.9%	65.9%	65.7%	
		R5. 3卒	63.1%	63.7%	63.2%	64.9%	65.3%	65.4%	65.1%	65.2%	65.3%	65.3%	65.3%	65.3%	
		R6. 3卒	<b>64.0%</b>												

## 新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求人倍率 求職者全体に対する求人倍率 ① / ②	H 6. 3卒	0.72	0.83	0.85	0.84	0.85	0.88	0.93	0.94	0.97	1.01	-	-
	H 7. 3卒	0.50	0.60	0.66	0.72	0.74	0.78	0.82	0.89	0.92	0.96	-	-
	H 8. 3卒	0.45	0.54	0.60	0.66	0.69	0.72	0.76	0.81	0.84	0.88	-	-
	H 9. 3卒	0.38	0.49	0.56	0.62	0.66	0.70	0.74	0.80	0.84	0.85	-	-
	H10. 3卒	0.36	0.43	0.51	0.56	0.58	0.61	0.64	0.68	0.72	0.74	-	-
	H11. 3卒	0.23	0.28	0.32	0.37	0.39	0.42	0.45	0.51	0.54	0.57	-	-
	H12. 3卒	0.16	0.23	0.28	0.34	0.37	0.41	0.52	0.58	0.63	0.65	0.65	0.66
	H13. 3卒	0.19	0.24	0.30	0.35	0.41	0.46	0.52	0.57	0.59	0.61	0.61	0.61
	H14. 3卒	0.15	0.20	0.23	0.26	0.33	0.37	0.45	0.51	0.55	0.57	0.57	0.58
	H15. 3卒	0.13	0.19	0.25	0.31	0.37	0.39	0.47	0.53	0.58	0.58	0.58	0.59
	H16. 3卒	0.14	0.21	0.27	0.35	0.39	0.44	0.51	0.58	0.61	0.62	0.63	0.63
	H17. 3卒	0.20	0.29	0.37	0.47	0.52	0.54	0.61	0.65	0.69	0.70	0.70	0.70
	H18. 3卒	0.23	0.32	0.41	0.50	0.56	0.59	0.66	0.70	0.72	0.72	0.73	0.73
	H19. 3卒	0.36	0.44	0.51	0.61	0.65	0.68	0.74	0.78	0.80	0.80	0.81	0.81
	H20. 3卒	0.36	0.46	0.50	0.62	0.68	0.70	0.74	0.75	0.77	0.78	0.78	0.78
	H21. 3卒	0.45	0.53	0.55	0.62	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.72	0.72	0.73
	H22. 3卒	0.24	0.33	0.36	0.43	0.47	0.52	0.57	0.62	0.63	0.63	0.63	0.64
	H23. 3卒	0.25	0.35	0.41	0.50	0.53	0.57	0.63	0.65	0.66	0.66	0.66	0.66
	H24. 3卒	0.31	0.41	0.50	0.60	0.63	0.67	0.72	0.76	0.78	0.78	0.78	0.78
	H25. 3卒	0.33	0.46	0.56	0.69	0.73	0.79	0.83	0.87	0.88	0.88	0.87	0.87
	H26. 3卒	0.48	0.62	0.70	0.84	0.88	0.93	0.96	0.98	0.98	0.98	0.98	0.99
	H27. 3卒	0.64	0.75	0.89	0.98	1.01	1.04	1.08	1.10	1.11	1.11	1.11	1.11
	H28. 3卒	0.82	0.96	1.07	1.15	1.16	1.20	1.23	1.23	1.25	1.25	1.25	1.25
	H29. 3卒	1.06	1.17	1.24	1.30	1.33	1.36	1.37	1.38	1.38	1.39	1.39	1.39
	H30. 3卒	1.37	1.45	1.51	1.59	1.60	1.61	1.64	1.65	1.65	1.66	1.66	1.66
	H31. 3卒	1.46	1.55	1.59	1.65	1.68	1.69	1.72	1.72	1.74	1.75	1.75	1.75
R2. 3卒	1.58	1.66	1.71	1.76	1.77	1.79	1.79	1.80	1.76	1.76	1.76	1.76	
R3. 3卒	1.30	1.37	1.44	1.54	1.63	1.69	1.74	1.76	1.76	1.77	1.77	1.77	
R4. 3卒	1.55	1.68	1.79	1.83	1.86	1.91	1.89	1.91	1.93	1.94	1.94	1.96	
R5. 3卒	2.09	1.93	2.03	2.10	2.11	2.14	2.18	2.20	2.22	2.22	2.22	2.23	
R6. 3卒	2.12												

宮崎労働局発表  
令和5年8月29日

【照会先】  
宮崎労働局職業安定部  
助成金センター  
(電話) 0985-62-3125

## 雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表について

今般、下記の事業主について、当該助成金を不正に受給したことを確認しましたので公表します。

事業所	名称	ひなたマーケティング 株式会社
	所在地	宮崎市橋通東 4-1-4 KAWAKITA ビル2階
	代表者氏名	代表取締役 楠原 央望
	事業の概要	専門サービス業
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	返還を命じた額 (返還状況)	11,501,651円(納付計画策定中)
	支給決定等 取消年月日	令和5年8月3日
	内容	従業員が休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したもの。

宮崎労働局発表  
令和5年8月29日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課

課長 松澤 良

労働衛生専門官 地福 竹志

(直通電話)0985(38)8835

## 令和5年度全国労働衛生週間(第74回)の実施について

～今年のスローガンは「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」～

厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、令和5年10月1日から10月7日までを全国労働衛生週間、9月1日から9月30日までを準備期間として実施します。

本週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第74回を迎え、今年のスローガンは「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」です。

宮崎労働局(局長 坂根登)では、全国労働衛生週間期間中の重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を呼びかけます。

また、準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、事業場における一般定期健康診断と健康診断実施後の措置が適切に行われるよう重点的な指導を行うこととしています。

### 【宮崎県内における労働衛生の現状】

#### 職業性疾病の発生状況

令和4年における休業4日以上職業性疾病による被災者数は、1,677人で前年の283人を大幅に上回りました。

この原因は、職場における新型コロナウイルス感染者が大幅に増加したことによるものです。

疾病別では、「病原体による疾病」が最も多く1,530人で、全体の91.2%を占めており、そのうちの1,519人が新型コロナウイルス感染症によるものです。

次いで、「腰痛」が58人で3.5%、「腰痛以外の負傷に起因する疾病」が

33人で2.0%となっています。

#### **定期健康診断の実施状況**

県内の労働安全衛生法に基づく定期健診における有所見率は56.17%で、前年比で1.92%低くなっています。

また、全国平均の58.50%を下回りました。

#### **衛生管理者及び産業医の選任状況**

県内の労働者数50人以上の事業場(1,047事業場)における衛生管理者及び産業医の選任状況は、衛生管理者の選任率は94.0%、産業医の選任率は95.7%となっており、いずれも全国平均を上回っています。

#### **【添付資料】**

- 資料1** 宮崎県における労働衛生の現状について(令和4年)
- 資料2** リーフレット 令和5年度全国労働衛生週間(宮崎労働局版)
- 資料3** リーフレット 第74回全国労働衛生週間(全国版)
- 資料4** 令和5年度全国労働衛生週間実施要綱

## 宮崎県における労働衛生の現状について（令和4年）

宮崎労働局（確定版）

## 1. 職業性疾病の発生状況

令和4年における職業性疾病の発生状況は、第1表のとおりである。

県内における職業性疾病による被災者数は1,677人で、前年同期比で1,394人(492.6%)増加した。

疾病項目別では、病原体による疾病(新型コロナウイルス感染症を含む)が1,530人(91.2%)で最も多く、次いで負傷に起因する疾病(腰痛)が58人(3.5%)、負傷に起因する疾病(腰痛以外)が33人(2.0%)、振動障害が21人(1.3%)、異常温度条件下における疾病(熱中症16人を含む)が17人(1.0%)、じん肺及びじん肺合併症が9人(0.5%)となっている。

第1表 職業性疾病の発生状況(令和4年)

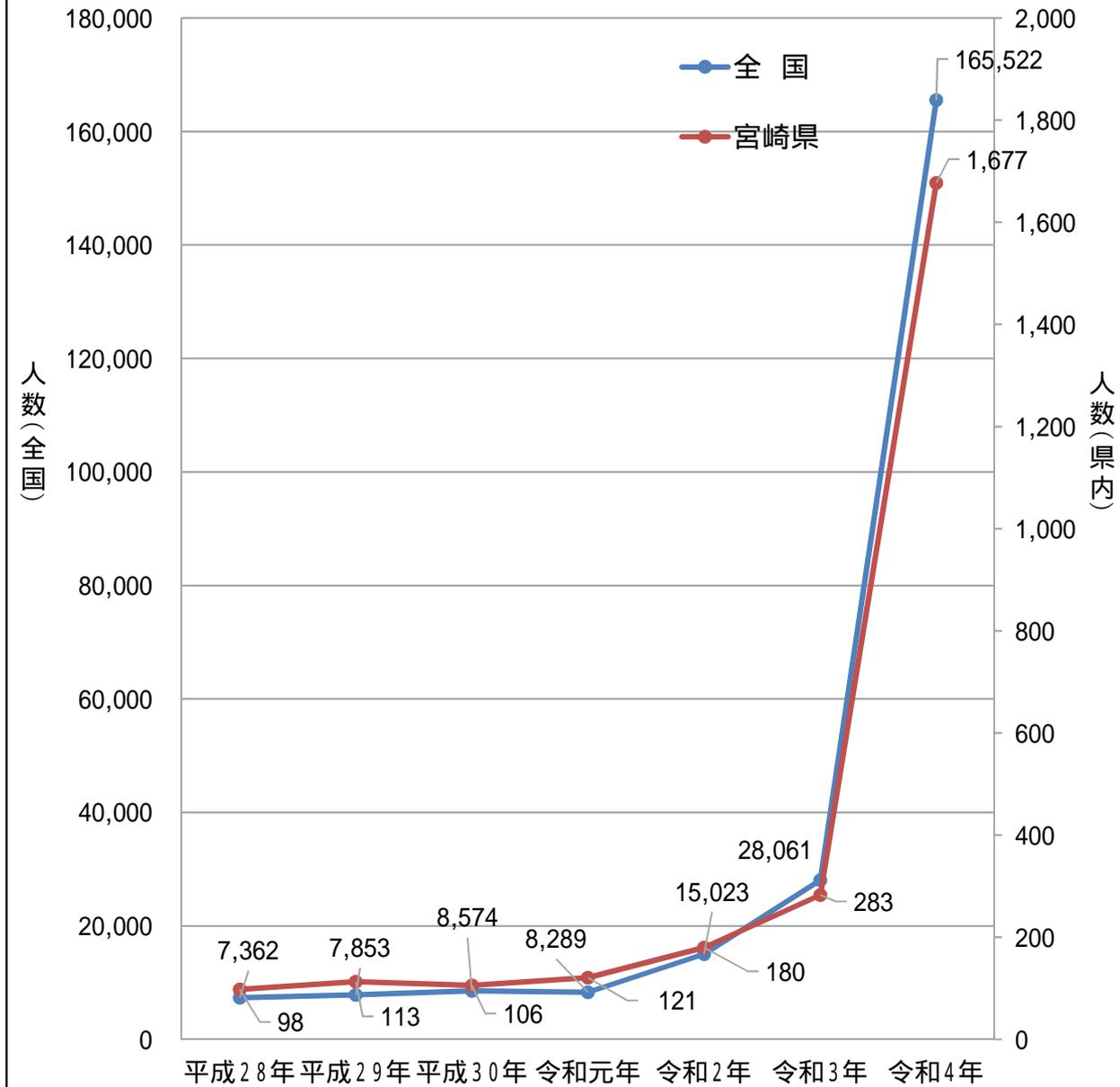
項目	業種												全産業
	製造業	鉱業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	農林水産業	商業・金融・広告業	保健衛生業	接客・娯楽業	清掃・と畜業	左記以外の事業		
負傷に起因する疾病 (うち腰痛)	6 (2)		9 (5)	10 (5)	2 (2)	4 (1)	23 (14)	29 (23)	6 (4)	1 (1)	1 (1)	91 (58)	
物理的因子による疾病	有害光線による疾病											0	
	電離放射線による疾病											0	
	異常気圧下における疾病											0	
	異常温度条件による疾病	5		3	1		3	3			2	17	
	騒音による耳の疾病											0	
	上記以外の原因による疾病			1								1	
作業態様に起因する疾病	重激業務による疾病							2				2	
	負傷によらない業務上の腰痛						1	1				2	
	振動障害	3		12			5	1				21	
	手指前腕障害顎肩腕症候群							1				1	
	上記以外の原因による疾病											0	
化学物質による疾病	1									1	2		
じん肺症及びじん肺合併症	2		7									9	
病原体による疾病	18		28	9		10	46	1,392	5	2	20	1,530	
がん	電離放射線によるがん											0	
	化学物質によるがん											0	
	その他の原因によるがん											0	
過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等												0	
強い心理的負荷を伴う業務による精神障害								1				1	
その他の業務による明かな疾病												0	
合計	35	0	60	20	2	22	75	1,425	11	4	23	1,677	
(全国)	5,732	35	3,479	2,699	409	433	5,846	141,284	1,942	821	2,842	165,522	

(注) 1 本表は、労働者死傷病報告に基づき作成したものです。ただし、宮崎局の振動障害件数は労災給付データに基づいています。

2 「負傷に起因する疾病」欄内の( )は腰痛の内数です。

3 「じん肺症及びじん肺合併症」欄内の数値は、最終粉じん事業場が県内分で、管理4と合併症り患者の合計です。

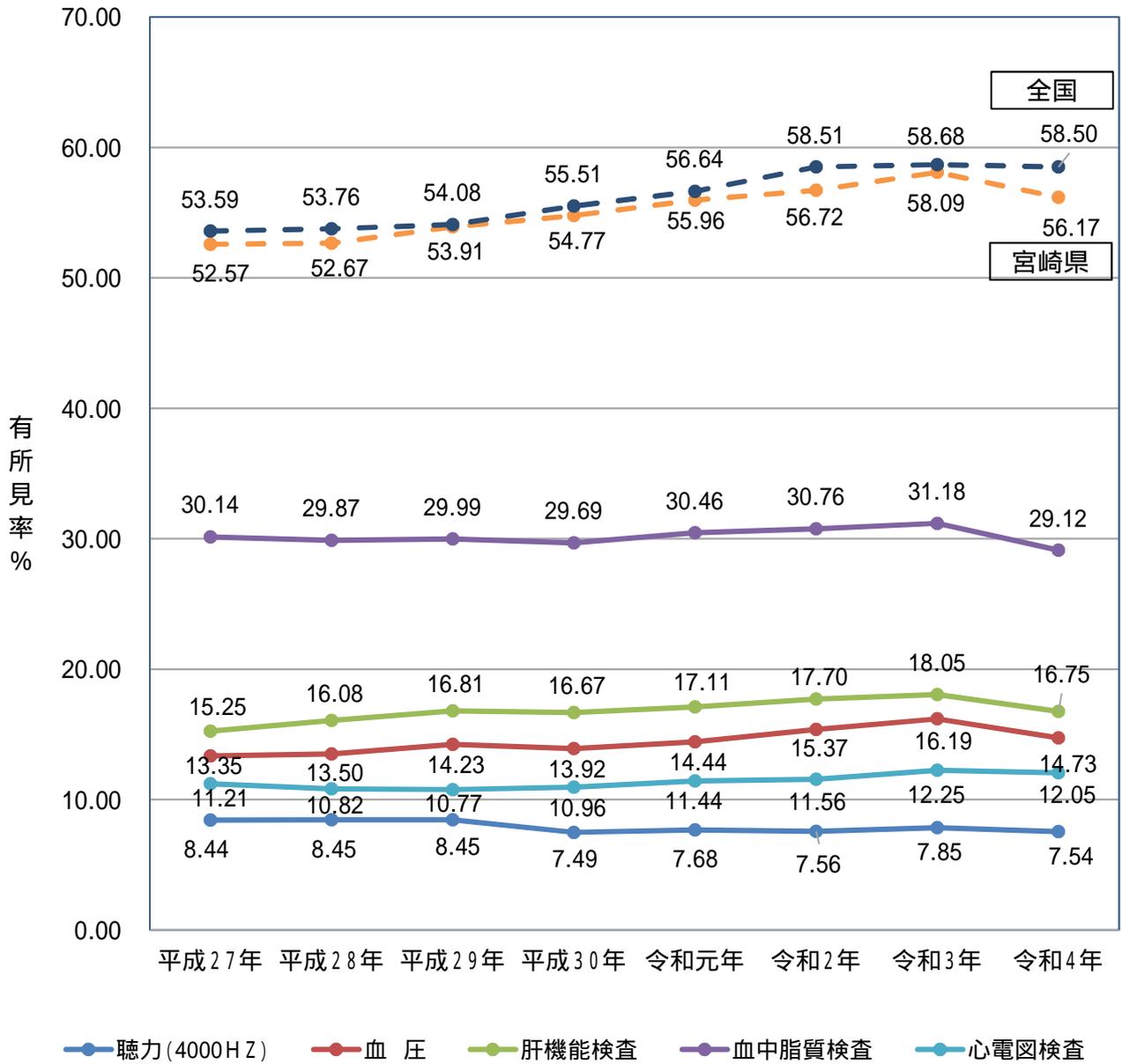
# 職業性疾病の発生状況



	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	7,362	7,853	8,574	8,289	15,023	28,061	165,522
宮崎県	98	113	106	121	180	283	1,677



## 定期健康診断における有所見者の推移



項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
聴力(4000H Z)	8.44	8.45	8.45	7.49	7.68	7.56	7.85	7.54
血 圧	13.35	13.50	14.23	13.92	14.44	15.37	16.19	14.73
肝機能検査	15.25	16.08	16.81	16.67	17.11	17.70	18.05	16.75
血中脂質検査	30.14	29.87	29.99	29.69	30.46	30.76	31.18	29.12
心電図検査	11.21	10.82	10.77	10.96	11.44	11.56	12.25	12.05
有所見率(宮崎県)	52.57	52.67	53.91	54.77	55.96	56.72	58.09	56.17
有所見率(全国)	53.59	53.76	54.08	55.51	56.64	58.51	58.68	58.50

### 3. 特殊健康診断実施状況

法定の健診における有所見者数は、電離放射線、有機溶剤、鉛の順に多く、有機溶剤、鉛、電離放射線については、有所見率が全国平均を上回っている。

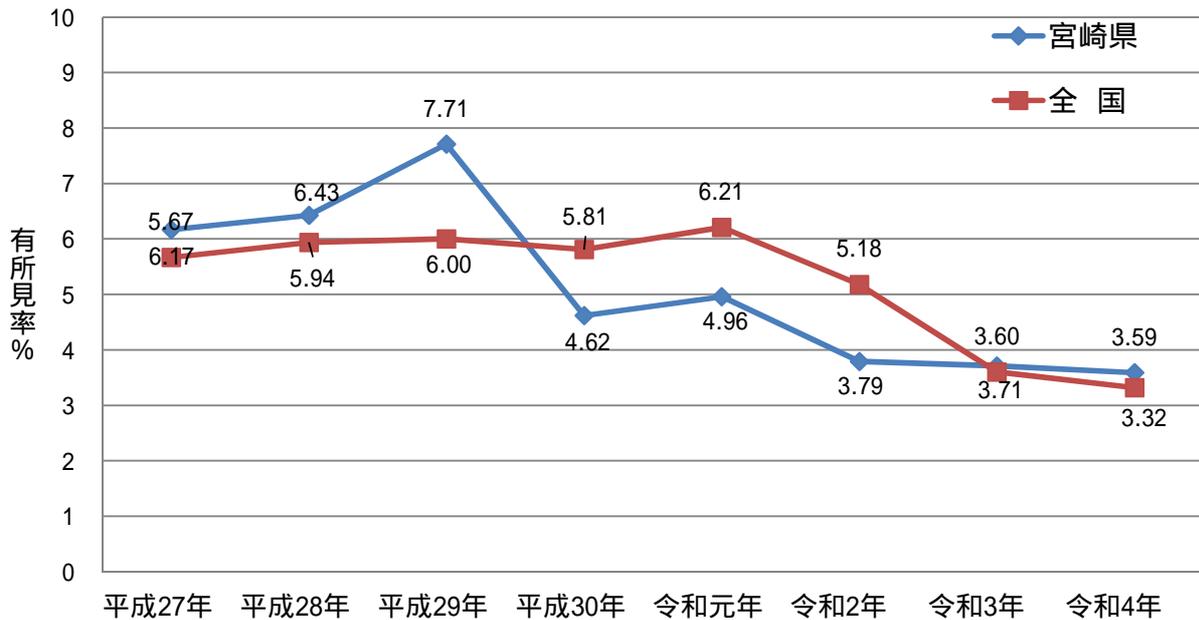
健診の実施率（じん肺は報告率）は、石綿、じん肺、有機溶剤の順に低調であることから、引き続きこれらの有害業務に係る健康管理対策、設備対策、作業環境対策等を図る必要が認められる。

第3表 特殊健康診断実施状況(令和4年) (宮崎県内)

	対 象 事 業 場 数	実 施 事 業 場 数	実 施 率 （ % ）	対 象 労 働 者 数	受 診 労 働 者 数	有 所 見 者 数	有所見率 （ % ）	
							県内	全国平均
有機溶剤	369	301	81.6	4,901	4,573	164	3.59	3.32
鉛	22	20	90.9	245	231	7	3.03	1.42
電離放射線	149	139	93.3	2,648	2,588	417	16.11	9.94
特定化学物質	334	289	86.5	7,097	6,805	79	1.16	1.58
高気圧	3	3	100.0	61	61	1	1.64	4.75
石綿	10	7	70.0	167	136	1	0.74	0.89
じん肺	389	304	78.1	4,086	1,840	0	0.00	0.05

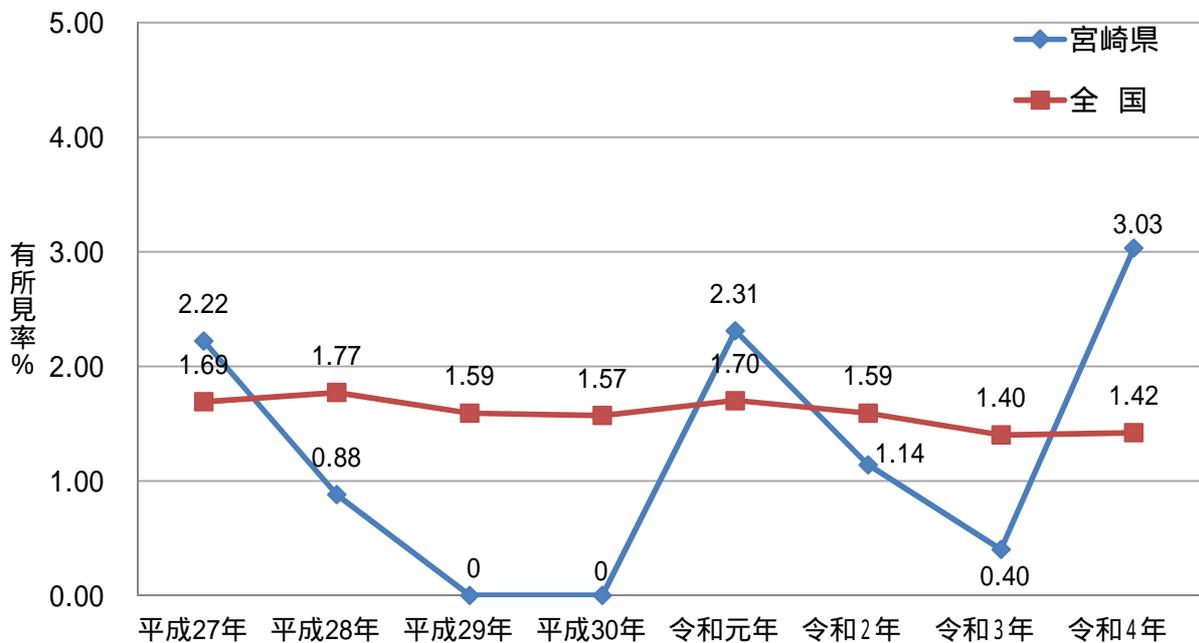
じん肺に関しては、対象事業場数は適用事業場数、実施事業場数は報告事業場数となり実施率ではなく報告率となる。また、じん肺の「有所見者数」は新規有所見者数であり、以前に管理区分の決定を受けている者は除いている。

有機溶剤健康診断における有所見率の推移



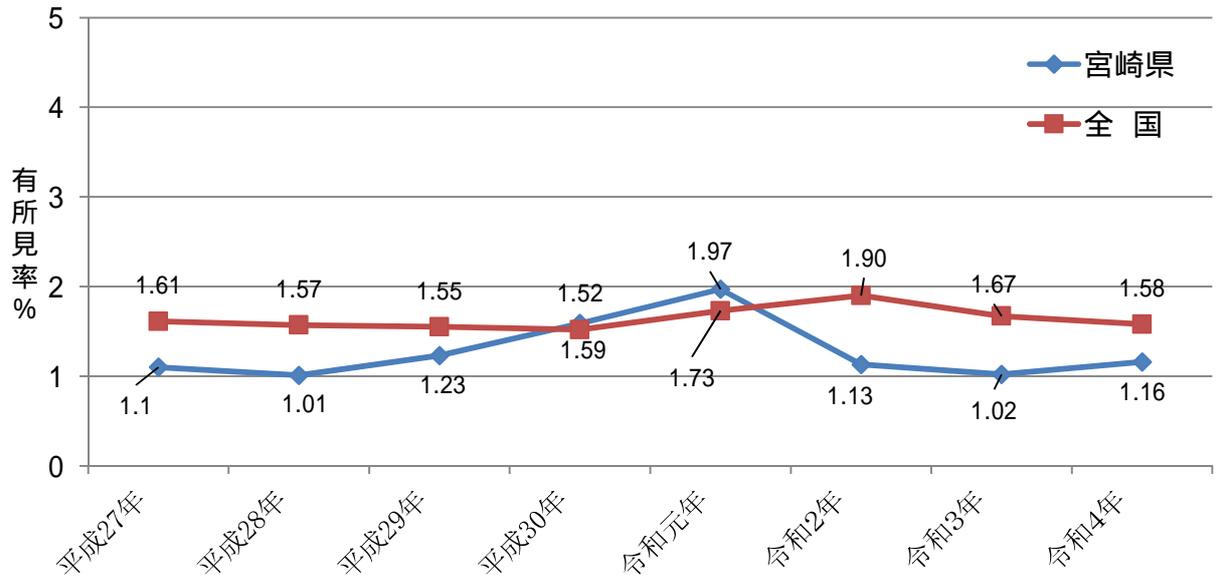
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宮崎県	6.17	6.43	7.71	4.62	4.96	3.79	3.71	3.59
全国	5.67	5.94	6.00	5.81	6.21	5.18	3.60	3.32

鉛健康診断における有所見率の推移



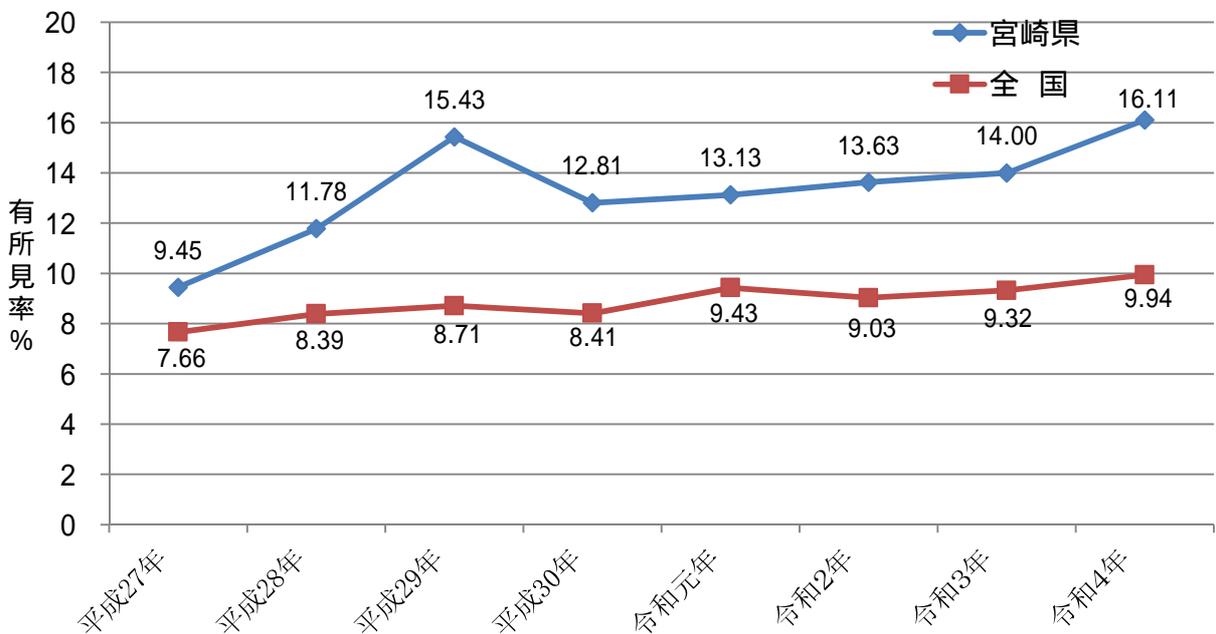
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宮崎県	2.22	0.88	0	0	2.31	1.14	0.40	3.03
全国	1.69	1.77	1.59	1.57	1.70	1.59	1.40	1.42

### 特定化学物質健康診断における有所見率の推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宮崎県	1.1	1.01	1.23	1.59	1.97	1.13	1.02	1.16
全国	1.61	1.57	1.55	1.52	1.73	1.90	1.67	1.58

### 電離放射線健康診断における有所見率の推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宮崎県	9.45	11.78	15.43	12.81	13.13	13.63	14.00	16.11
全国	7.66	8.39	8.71	8.41	9.43	9.03	9.32	9.94

## 4. 産業医及び衛生管理者の選任状況

労働者数50以上の事業場における衛生管理者及び産業医の選任状況は第4表のとおりである。

衛生管理者の選任率を業種別に見ると、保健衛生業(97.6%)が最も高く、次いで、運輸交通業(94.0%)、製造業(93.7%)、商業(91.6%)、建設業(90.9%)の順となっている。

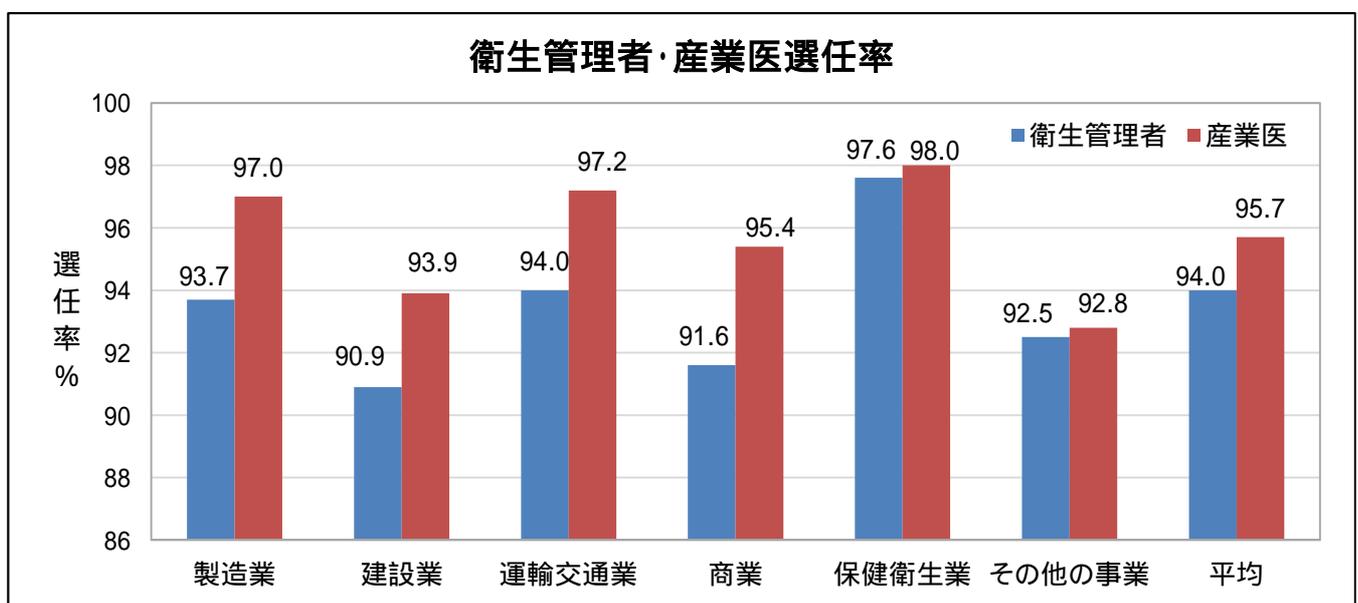
産業医については、保健衛生業(98.0%)、運輸交通業(97.2%)、製造業(97.0%)、商業(95.4%)、建設業(93.9%)の順となっている。

建設業と商業が、他業種と比較して衛生管理者・産業医の選任率が低い状況にある。

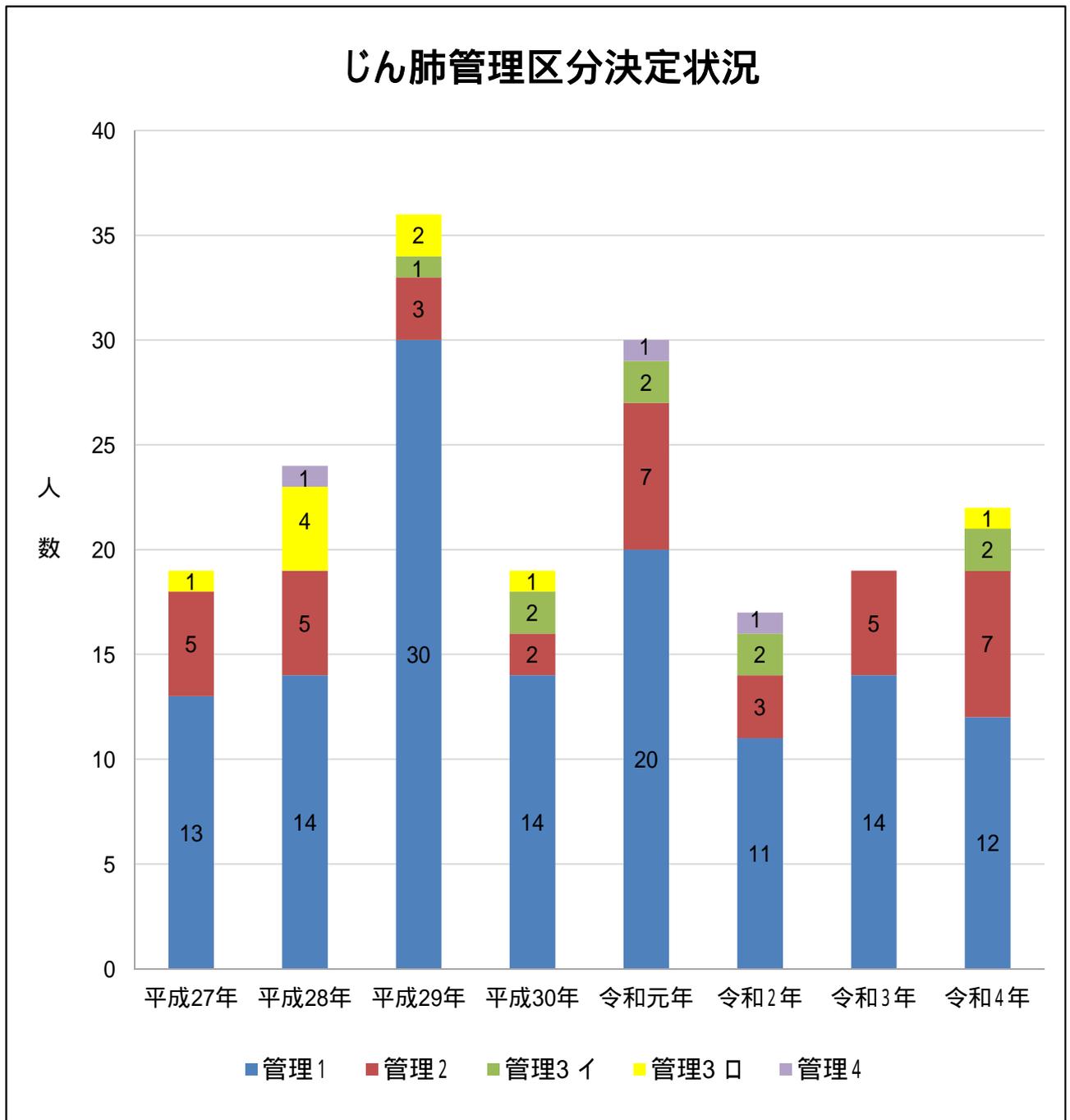
全国平均と比較すると、衛生管理者・産業医の選任率はやや高い。

第4表 産業医及び衛生管理者選任状況(令和4年12月末日現在)

業種		製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生業	左記以外の事業	全産業計	全国計
要選任事業場数 (規模50人以上)		237	33	71	131	254	321	1,047	155,380
衛生管理者	選任事業場数	222	30	67	120	248	297	984	140,119
	選任率(%)	93.7%	90.9%	94.0%	91.6%	97.6%	92.5%	94.0%	90.2%
産業医	選任事業場数	230	31	69	125	249	298	1002	142,042
	選任率(%)	97.0%	93.9%	97.2%	95.4%	98.0%	92.8%	95.7%	91.4%



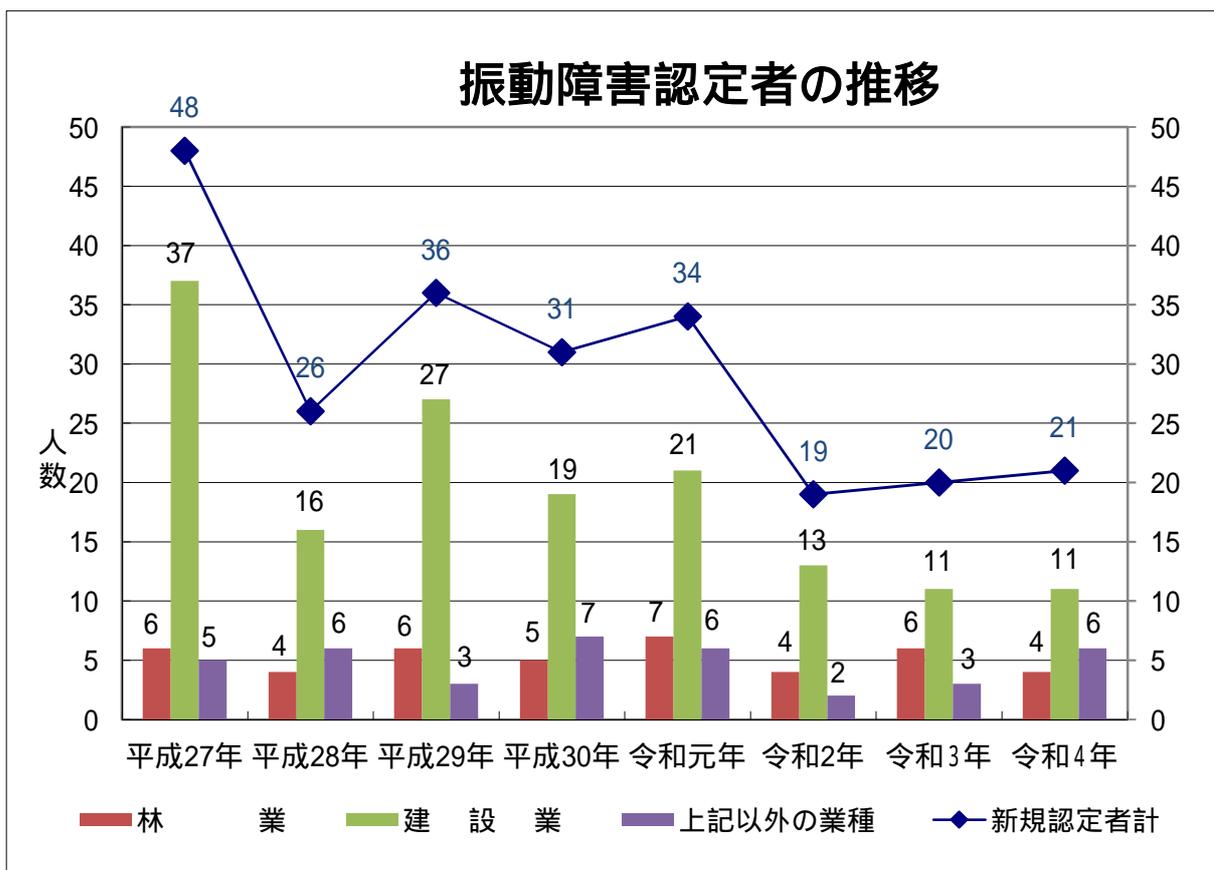
## 5. じん肺管理区分決定状況



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
管理1	13	14	30	14	20	11	14	12
管理2	5	5	3	2	7	3	5	7
管理3イ	0	0	1	2	2	2	0	2
管理3口	1	4	2	1	0	0	0	1
管理4	0	1	0	0	1	1	0	0
計	19	24	36	19	30	17	19	22

## 6. 振動障害認定者の発生状況

令和4年の振動障害認定者数は21人で、業種別では建設業の割合が高い。



### 振動障害の新規認定者数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
新規認定者計	48	26	36	31	34	19	20	21
林業	6	4	6	5	7	4	6	4
建設業	37	16	27	19	21	13	11	11
上記以外の業種	5	6	3	7	6	2	3	6

### 振動工具使用事業場数及び従事者数等

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
事業場数 (チェーンソー)	131	143	139	140	151	156	159	152
事業場数 (チェーンソー以外)	39	42	58	31	38	38	34	30
対象者数 (チェーンソー)	955	1,173	1,032	1,039	1,032	1,013	1,096	1,070
対象者数 (チェーンソー以外)	153	244	247	175	320	328	206	168
受診者数 (チェーンソー)	441	557	450	563	673	572	669	699
受診者数 (チェーンソー以外)	29	90	86	56	161	168	75	72
有所見者数 (チェーンソー)	74	52	34	61	122	39	53	61
有所見者数 (チェーンソー以外)	5	23	1	3	35	6	2	3

\* 特殊健康診断実施状況報告に基づく数値。



# 令和5年度 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～10月7日  
≪ 準備期間 9月1日～9月30日 ≫

9月は職場の健康診断  
実施強化月間です

- ・健康診断
  - ・健康診断後の事後措置
  - ・健康診断の記録、保管
  - ・保健指導
- などを実施し、健康管理を推進しましょう！



## スローガン 「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」

※このスローガンは、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的としています。

### 宮崎労働局 第14次労働災害防止推進計画 (計画期間:令和5年度～令和9年度)

宮崎労働局は、労働者一人一人が安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指し、宮崎労働局第14次労働災害防止推進計画を策定しました。本計画では8つの重点事項を掲げ、労働衛生に関する重点事項は

- ①労働者の健康確保対策の推進
  - ②化学物質等による健康障害防止対策の推進
- としています。

上記①、②の重点事項に関して、労働局及び事業者が取り組む事項を示すとともに、取り組みの成果を評価するため、下記を目標として掲げています。

- \*メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2023年と比較して2027年までに**20%以上増加**又は**80%以上**とする。
- \*小規模事業場(規模50人未満)におけるストレスチェックの実施割合を2023年と比較して2027年までに**10%以上増加**又は**50%以上**とする。
- \*必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに**20%以上増加**又は**80%以上**とする。
- \*リスクアセスメントの実施が努力義務である化学物質のリスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに**80%以上**、リスクアセスメント結果に基づき、必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。
- \*熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに**増加させる**。



全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としています。昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第74回目を迎えます。

全国の労働衛生を取り巻く現状は、労働人口の**約3人に1人**が何らかの病気を抱えながら働いています。令和4年度における過労死等事案の労災認定件数は**904件**で、このうち、精神障害による労災認定件数は過去最多の**710件**となっています。また、化学物質による労働災害のうち、**約8割が個別規則の規制対象外**の物質によるものであること、石綿含有建築材を用いた建築物の解体は、2030年頃をピークに見込んでいるなど多岐に渡る課題があります。このような状況を踏まえ、各分野において、所要の法令改正を行うなど対策を強化するほか、令和5年度から第14次労働災害防止計画を進めているところです。

全国労働衛生週間を契機に職場の状況を見直し、自主的な労働衛生活動の推進を図りましょう。



[全国労働衛生週間や準備期間中の実施事項等を記載した実施要綱](#)→

### STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

- ・キャンペーン期間 : 5月1日～9月30日
- ・準備期間 : 4月
- ・重点取組期間 : 7月



県内の職場における熱中症の発生状況など



職場における熱中症予防情報



熱中症予防情報のサイトでは、「今すぐ使える熱中症ガイド」や「クイズ付き講習動画」が掲載されています。

### Check!! 化学物質規制が大きく変わります

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼりますが、従来の労働安全衛生法ではそのうち約130種類を石綿や有機溶剤、特定化学物質に指定して、個別具体的な規制をするにとどまっていた。

しかし、**規制されていない化学物質は安全性が保障されているわけではなく**、危険性や有害性が未だ不明であるにすぎないものが多く存在します。

近年は化学物質による労働災害(中毒や皮膚障害等)のうち、規制されていない化学物質が原因の事例が約8割を占める状況であり、これらを**安易に代替品として使用せず**、その性質をあらかじめ確認し、使用時のばく露を抑える等**適切な管理を行う必要があります**。

このような現状を踏まえ、新たな化学物質規制の制度が導入されました。改正内容は主に令和5年4月1日から施行されているものと、令和6年4月1日から施行されるものがあります。

改正内容は多岐にわたりますが、特に留意すべき項目の概要は以下のとおりです。

**厚生労働省委託事業の相談窓口があります! TEL: 050-5577-4862**

#### 令和5年4月1日から施行

- ①指定の化学物質(令和6年までに約2,900物質を指定予定)に労働者がばく露される程度を最小限度にする。そのための措置について労働者から意見を聴取して記録を3年間保存する。
- ②保護眼鏡、保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具の使用に努める。(一部の物質は令和6年から義務化)
- ③がん原性物質の製造、取扱い業務については作業歴を記録し、その記録を30年間保存する。
- ④職長教育の実施が義務となる業種に食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業を追加する。
- ⑤化学物質を他の容器に移し替えて保管や使用する場合に、小分け先の容器にもすべてラベル表示等を行う。
- ⑥一定の要件に該当する場合に、特殊健康診断の実施頻度を1年以内ごとに1回へ緩和できる。



#### 令和6年4月1日から施行

- ⑦濃度基準値が定められた化学物質は、労働者がばく露される程度をその濃度基準値以下とする。ばく露の状況について労働者から意見を聴取して記録を3年間保存する。
- ⑧化学物質の製造、取扱いまたは流通を行うすべての事業場は**化学物質管理者**を選任する。
- ⑨保護具を使用させるすべての事業場は**保護具着用管理責任者**を選任する。
- ⑩作業環境測定の評価が第三管理区分である場合、外部の**作業環境管理専門家**の意見を聴き、改善等のための措置を講じる。

#### 定性的フィットテスト測定キット購入助成金の案内

上記⑩の結果、第三管理区分から改善することが困難な作業場所がある事業場は、有害な化学物質等のばく露を防止する観点から、呼吸用保護具が適切に装着されているかを確認するためのフィットテストの実施が義務付けられます。定性的フィットテスト測定キットの購入を補助する中小企業事業者を対象とした助成金があります。

- ◎助成内容(下記1と2を比較し、少ない方の額)
- 1. 定性的フィットテスト測定キット購入費の1/2
- 2. 2万5千円

※購入補助は、1事業場につき1セットのみ

◎補助金公募期間

令和5年10月1日～11月15日

申請・相談窓口 全衛連 TEL:03-6453-9969 定性的フィットテスト [助成金の詳細はこちら](#)



主唱 宮崎労働局  
宮崎労働基準監督署  
延岡労働基準監督署  
都城労働基準監督署  
日南労働基準監督署

協賛 (公社)宮崎労働基準協会  
建設業労働災害防止協会宮崎県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部  
(公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部  
宮崎産業保健総合支援センター

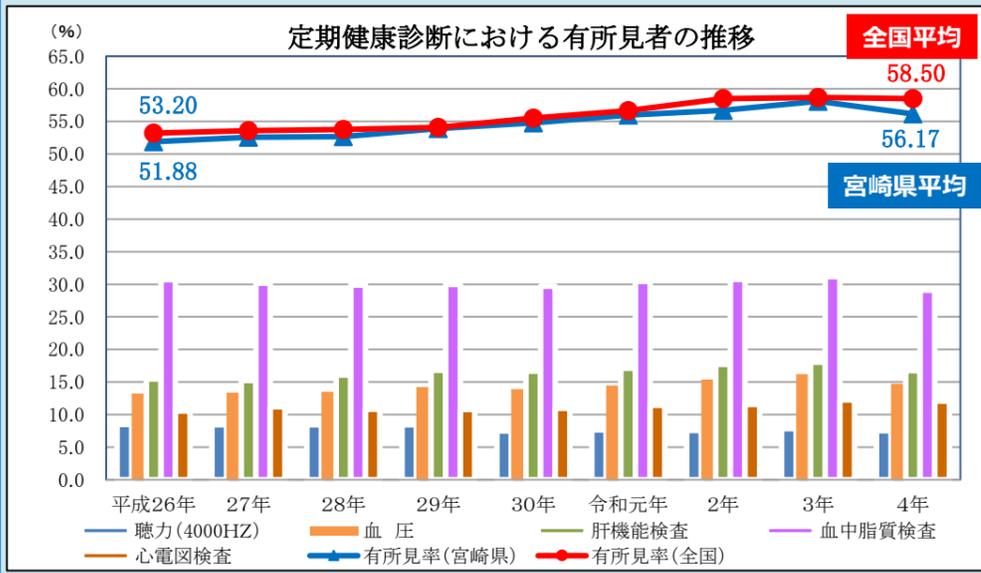
### 宮崎県産業安全衛生大会

とき 令和5年11月15日(水)13時30分～  
ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

### 全国産業安全衛生大会

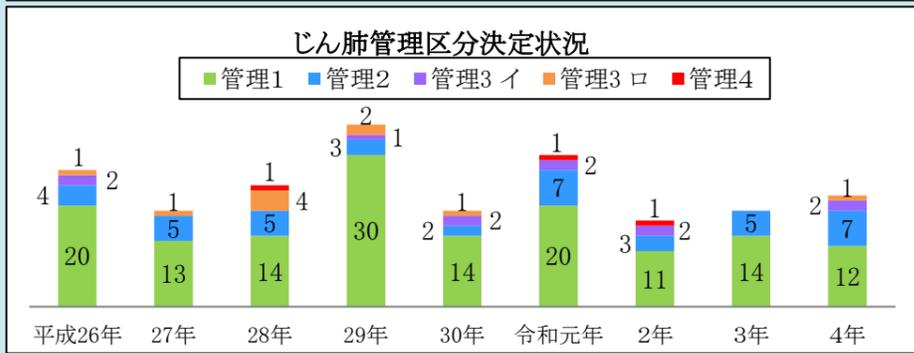
とき 令和5年9月27日(水)～29日(金)  
ところ ポートメッセなごや(愛知県名古屋市港区金城ふ頭2-2)

# 宮崎県内における労働衛生の現状



### 特殊健康診断の有所見率(%) (令和4年)

有害業務	宮崎県	全国平均	有害業務	宮崎県	全国平均
有機溶剤	3.59	3.32	高気圧障害	1.64	4.75
鉛	3.03	1.42	石綿	0.74	0.89
電離放射線	16.11	9.94	特定化学物質等	1.16	1.58



定期健康診断の結果に基づく宮崎県内の有所見率(何かしら所見のあった者の割合)は、近年増加傾向でしたが、令和4年については、前年の58.09%を1.92%下回る56.17%となりました。特殊健康診断の結果については、宮崎県内の有機溶剤、鉛、電離放射線の有所見率が全国平均よりも高くなっています。事業者は健康診断の結果、所見のあった者に対して、医師から意見聴取を行い、必要が認められた場合、事後措置を行いましょ。労働者の人数が50名未満の事業場に関しては、下記の**地域産業保健センター**をご活用ください。

## 産業保健活動総合支援事業

### 宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ☆ 産業保健関係者に対する専門的研修等
- ☆ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ☆ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ☆ 治療と仕事の両立支援
- ☆ 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- ☆ 事業者・労働者に対する啓発セミナー



始まっています  
「治療と仕事の両立支援」

**宮崎産業保健総合支援センター**  
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階  
TEL 0985-62-2511

### 地域産業保健センターのサービス内容(労働者50名未満の事業場を対象)

- ☆ 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- ☆ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ☆ 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ☆ 個別訪問指導による産業保健指導の実施



**宮崎県中部地域産業保健センター**  
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階  
TEL 0985-71-1069

**宮崎県北地域産業保健センター**  
延岡市出北6丁目1621(延岡市医師会内)  
TEL 0982-26-6901

**宮崎県都城・西諸地域産業保健センター**  
都城市姫城町8-23(都城市北諸県医師会内)  
TEL 0986-22-0754

**宮崎県南那珂地域産業保健センター**  
日南市上平野町1-1-17(南那珂医師会内)  
TEL 0987-23-2951

## 騒音障害防止のガイドラインが改訂されました

職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、その対策が図られてきたところですが、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、更なる騒音障害防止対策を進める必要があることから、令和5年4月に本ガイドラインが改訂されました。

### ガイドライン改訂の主なポイント

- ① 騒音障害防止対策の管理者の選任  
衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者を選任し、本ガイドラインに基づく対策を組織的に取り組むこと。
- ② 騒音レベルの新しい測定方法(個人ばく露測定と推計)の追加  
騒音源が移動する場合等の騒音レベルの測定方法は、個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定方法が可能となりました。
- ③ 聴覚保護具の選定基準の明示  
JIST8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加されました。
- ④ 騒音健康診断の検査項目の見直し  
騒音に係る定期健康診断における4,000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dB及び30dBに変更されました。雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断(騒音)の二次検査での聴力検査に、6,000ヘルツの検査が追加されました。



ガイドライン対象作業場  
(厚生労働省HP)



ガイドライン、解説資料  
(厚生労働省HP)



### 騒音健康診断を実施しましょう

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対して、6月以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を実施しましょう。また、騒音健康診断の結果、聴力低下等が認められる者には、必要な事後措置を講ずること等により労働者の健康管理を図りましょ。県内で騒音健康診断を実施している医療機関等を宮崎労働局のHPに掲載しております。



騒音健康診断  
実施機関はこちら



個人ばく露計の取付例  
頭、首又は肩の近くに装着

## 宮崎労働局第10次 粉じん障害防止総合対策を策定しました

じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見者の発生状況、9次にわたる粉じん障害防止対策の推進状況等を踏まえ、粉じん対策の重点事項及び労働行政が実施する事項、重点事項に基づき今後5年間において、事業者が特に実施すべき措置を示した宮崎労働局第10次粉じん障害防止総合対策を策定しました。

### 総合対策の推進期間

令和5年度から令和9年度までの5か年。

### 事業者が重点的に実施すべき事項

- ① 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底  
令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」等に基づき、「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択、保守管理等に従事させること。
- ② ずい道等建設工事における粉じん障害予防対策  
ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策を徹底すること。じん肺健康診断の結果に応じた措置を徹底し、また、じん肺有所見労働者に対しては健康管理教育を実施すること。
- ③ じん肺健康診断の着実な実施  
じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康診断実施状況報告を所轄監督署へ提出すること。
- ④ 離職後の健康管理の推進  
粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配布し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。
- ⑤ その他粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策  
上記①～④の措置に加え、作業環境測定の結果、じん肺新規有所見労働者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、適切な粉じん障害防止対策を推進すること。

### 防じんマスクは、上記①により適切なものを選定しましょ!

呼吸用保護具の例



全面形電動ファン付き  
呼吸用保護具



半面形取替式  
呼吸用保護具



半面形使い捨て式  
呼吸用保護具

宮崎労働局第10次粉じん障害防止総合対策、「防じんマスク、防毒マスクおよび電動ファン付き呼吸用保護具の適切な選択、使用等について」の通達などはこちら



## 石綿障害予防規則等の一部改正について

石綿によるばく露防止対策の強化を図ることを目的に、石綿障害予防規則等が改正され、段階的に施行されています。建築物の解体等を行う場合、あらかじめ、石綿等の使用の有無を調査する必要がありますが、令和5年10月1日より、石綿等の使用の有無を調査する者は、下記の要件が必要です。

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て住宅・共同住宅の住戸内に限定)
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

※船舶の事前調査は上記とは別の要件を満たす必要があることにご注意ください。



石綿の関係法令はこちら  
(厚生労働省HP)



### 宮崎で開催予定の石綿含有建材調査者講習

県内では一般建築物石綿含有建材調査者講習をシーガイアコンベンションセンターで下記に開催予定です。下記に予定されている講習の受付状況は右側のQRコードから確認できます。

- ・令和5年9月26日～27日
- ・令和5年11月7日～8日
- ・令和6年2月28日～29日

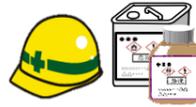
お問い合わせ先 **建災防 宮崎県支部**  
TEL: 0985-20-8610



受付状況はこちら



職場のあんぜんサイト



事業者の皆さまへ

# 第74回 全国労働衛生週間

2023（令和5）年10月1日（日）～7日（土）〔準備期間：9月1日～30日〕

全国労働衛生週間スローガン

## 目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

**誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！**

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

### 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

### 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

## 産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

産業保健総合支援センター（さんぼセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



## メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

働く人のメンタルヘルスポータルサイト  
「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



## 治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



## 化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

職場のあんぜんサイト

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html)



## 転倒・腰痛予防対策

「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

動画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>

解説書

<https://www.mhlw.go.jp/content/kaisetu.pdf>



## SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体がコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら  
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



## 高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)



## 働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

働き方の現状が把握できる「自己診断」等  
（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



各種助成金や無料相談窓口の紹介等  
（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/top>



## 労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50\\_an-ji.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html)



## その他

職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



職場における受動喫煙防止対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)



労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



## 令和 5 年度全国労働衛生週間実施要綱

## 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 74 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。また、中高年齢の女性を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率となっている。人生 100 年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくためにも、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していく必要がある。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和 4 年度には 904 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和 4 年度には 710 件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の 96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業 4 日以上労働災害は、450 件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の 8 割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策を強化するため、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うため、所要の法令改正を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一

定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「高年齢労働者の労働災害防止対策の推進」、「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

さらに、建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月17日）を踏まえ、有害物質による健康障害の防止措置を義務づける労働安全衛生法第22条の規定に関連する労働安全衛生規則等11の省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務づける改正が実施され、令和5年4月に施行されており、事業者に求められる労働衛生対策の実施対象の幅は広がっている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2 スロ - ガン

目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場

## 3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

### (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
  - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
  - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
  - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
  - c 4つのメンタルヘルスカ(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
  - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
  - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
  - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
  - g 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルスカ対策への積極的な取組の実施
  - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルスカ対策に関する支援の活用
- (ウ)転倒・腰痛災害の予防に関する事項
- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
  - b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
  - c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
  - d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
  - e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
  - f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害

等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進

g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施

h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進

(a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

(b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施

(c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進

(d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

(エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進

b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認

c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進

d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進

e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認

g 特殊健康診断等による健康管理の徹底

h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

(オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進

(a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底

(b) 労働基準監督署に対する届出の徹底

(c) 隔離・湿潤化の徹底

(d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進

(e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底

- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
  - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
  - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
  - (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
  - (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
  - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
  - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
  - (b) 労働者が石綿にはく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
  - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (キ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
  - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
  - b 研修等による両立支援に関する意識啓発

- c 相談窓口等の明確化
  - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
  - e 両立支援コーディネーターの活用
  - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
  - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
  - c 救急措置の事前の確認と実施
  - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
  - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ)小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
  - b ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
  - c 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
  - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
  - e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用
- (サ)女性の健康課題に関する事項
- a 女性の健康課題に関する理解促進のための取組の実施
  - b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
  - c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用
- イ 労働衛生 3 管理の推進等
- (ア)労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制

の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化

- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携

(オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

(カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項

(キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

(ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」( 9月1日～9月30日 )を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
    - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
    - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
    - (c) じん肺健康診断の着実な実施
    - (d) 離職後の健康管理の推進
    - (e) その他地域の実情に即した事項
  - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
  - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
  - (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
    - a 騒音健康診断の実施
    - b 聴覚保護具の使用
    - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
  - (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
  - (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
  - (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
    - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
    - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
  - (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- (ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
  - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項
- オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
- a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
  - b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

報道関係者 各位

令和5年8月29日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部監督課

監督課長 新盛 末弘

主任監察監督官 平元 克典

(代表電話)0985 (38) 8825

(直通電話)0985 (38) 8834

## 長時間労働が疑われる事業場に対する 令和4年度の監督指導結果を公表します

宮崎労働局(局長 坂根 登)では、このたび、令和4年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署(宮崎、延岡、都城、日南の4署)が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった198事業場のうち、84事業場(42.4%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、25事業場(違法な時間外労働があったもののうち29.8%)でした。

宮崎労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

### 【監督指導結果のポイント】(令和4年4月～令和5年3月)

(1) 監督指導の実施事業場 :	198 事業場
(2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕	
① 違法な時間外労働があったもの :	84 事業場 (42.4%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	
月80時間を超えるもの :	25 事業場 (29.8%)
うち、月100時間を超えるもの :	18 事業場 (21.4%)
うち、月150時間を超えるもの :	2 事業場 (2.4%)
うち、月200時間を超えるもの :	1 事業場 (1.2%)
② 賃金不払残業があったもの :	12 事業場 (6.1%)
③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの :	61 事業場 (30.8%)
(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕	
① 過重労働による健康障害防止措置が 不十分なため改善を指導したもの :	54 事業場 (27.3%)
② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの :	39 事業場 (19.7%)

# 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和4年4月から令和5年3月までに実施)

## 1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

### 監督指導実施状況

令和4年4月から令和5年3月までに、198事業場に対し監督指導を実施し、155事業場(78.3%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが84事業場、賃金不払残業があったものが12事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが61事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計 (注1, 2)	198 (100%)	155 (78.3%)	84 (42.4%)	12 (6.1%)	61 (30.8%)	
主な業種	商業	66 (33.3%)	54	29	6	26
	製造業	17 (8.6%)	11	5	0	1
	保健衛生業	32 (16.2%)	27	16	0	9
	接客娯楽業	24 (12.1%)	16	10	1	8
	建設業	5 (2.5%)	4	3	0	0
	運輸交通業	8 (4.0%)	8	5	1	4
	その他の事業 (注6)	27 (13.6%)	23	12	2	8

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) カッコ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
198	112 (56.6%)	51 (25.8%)	13 (6.6%)	11 (5.6%)	9 (4.5%)	2 (1.0%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
198	78 (39.4%)	53 (26.8%)	17 (8.6%)	17 (8.6%)	14 (7.1%)	19 (9.6%)

## 2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況  
 監督指導を実施した事業場のうち、54事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
54	11	7	20	34	3	2

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況  
 監督指導を実施した事業場のうち、39事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
39	33	0	7	0	0	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

### 3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった84事業場において、時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、25事業場で1か月80時間を、うち18事業場で1か月100時間を、うち2事業場で1か月150時間を、うち1事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
198	84	59	25	18	2	1

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、20事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、85事業場でタイムカードを基礎に確認し、15事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、4事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、61事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1、2)				自己申告制 (注2,3)
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
20	85	15	4	61

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

## 【参考】 前年度の監督指導結果との比較

前年度の監督指導結果との比較は以下のとおり。

		令和3年度	令和4年度
監督指導 実施事業 場	監督実施事業場	260	198
	うち、労働基準法などの法令違反あり	189 (72.7%)	155 (78.3%)
主な 違反内容	1 違法な時間外労働があったもの	104 (40.0%)	84 (42.4%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間 数が1か月当たり80時間を超えるもの	28 (26.9%)	25 (29.8%)
	1か月当たり100時間を超えるもの	19 (18.3%)	18 (21.4%)
	1か月当たり150時間を超えるもの	3 (2.9%)	2 (2.4%)
	1か月当たり200時間を超えるもの	0 (0.0%)	1 (1.2%)
	2 賃金不払残業があったもの	26 (10.0%)	12 (6.1%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	53 (20.4%)	61 (30.8%)
主な健康 障害防止 に関する 指導の状 況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を 指導したもの	87 (33.5%)	54 (27.3%)
	うち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよ う指導したもの	36 (41.4%)	34 (63.0%)
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	40 (15.4%)	39 (19.7%)

# 監督指導において 違法な長時間労働を認めた事例

厚生労働省では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。監督指導において違法な長時間労働が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

## 事例 1（倉庫業）

### 立入調査で把握した事実

- ① 倉庫業の事業場（労働者約100人）で勤務する労働者からの、長時間労働の実態があるという情報に基づき、立入調査を実施した。
- ② 倉庫内で商品の仕分けを行う労働者11人について、業務量に比して人員体制が不十分であったことから、36協定で定めた上限時間（特別条項：月79時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり201時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。
- ③ また、常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、労働者に対して心理的な負担を把握するためのストレスチェックを実施していなかった。

### 労働基準監督署の指導

#### ◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

#### ◆ ストレスチェックを実施していないこと

- ・ 常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、1年以内ごとに1回のストレスチェックを実施していないことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条の10違反）

## 事例 2（その他の小売業）

### 立入調査で把握した事実

- ① 各種情報から、時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていることが疑われたことから、食料品を販売する事業場（労働者約30人）に、立入調査を実施した。
- ② 配送労働者2人について、人手不足等により、36協定で定めた上限時間（特別条項：月90時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり115時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。
- ③ 時間外労働及び休日労働に対する割増賃金が不足していた。
- ④ 支給する手当について、就業規則に規定が設けられていなかった。

### 労働基準監督署の指導

#### ◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

#### ◆ 時間外労働及び休日労働に対する割増賃金が不足していたこと

- ・ 時間外労働及び休日労働に対し、法令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払うことについて是正勧告（労働基準法第37条違反）

#### ◆ 支給する手当について、就業規則に規定が設けられていなかった。

- ・ 就業規則の変更届の届出について是正勧告（労働基準法第89条違反）

## 事例3（家具・装備品製造業）

### 立入調査で把握した事実

- ① 各種情報から、時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていることが疑われたことから、家具・装備品を製造する事業場（労働者約20人）に、立入調査を実施した。
- ② 現場労働者13人について、建設ラッシュ、納期ひっ迫及び人手不足により、36協定で定めた上限時間（特別条項：月80時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり130時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。
- ③ 定期健康診断は行われていたが、異常所見があった者について、医師による意見聴取が行われておらず、医師による面接指導の制度（長時間労働を行っている労働者に対し、医師による面接指導を実施する制度）も導入されていなかった。
- ④ 1年以内に5日間以上の年次有給休暇を取得させていなかった。

### 労働基準監督署の指導

- ◆ **長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと**
  - ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
  - ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
  - ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
- ◆ **健康診断の結果についての医師等からの意見聴取等がされていなかったこと**
  - ・ 定期健康診断の結果、異常所見があった者について、医師の意見聴取を実施していなかったことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条の4違反）
  - ・ 1か月当たり80時間を超えて時間外・休日労働を行わせた労働者に対する医師による面接指導の制度を導入していなかったことについて指導
- ◆ **1年以内に5日間以上の年次有給休暇を取得させていなかった。**
  - ・ 年5日以上有給休暇を取得させていないことについて是正勧告（労働基準法第39条第7項違反）

# 企業が実施した長時間労働削減のための自主的な取組事例

宮崎労働局では、11月に過重労働解消キャンペーンの一環として、宮崎労働局長が働き方改革の取組を進めている企業を訪問しています。訪問企業の中で、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っていた事例を紹介します。

## 事例

道路標識の設置などを手がける建設業（労働者数約42人）の事業場

### 働き方の見直しに向けた取組

#### ◆ 時間外労働の削減

- テレワークの導入
- 勤怠管理システムの導入
- ノー残業デイの設定
- 職場環境改善意識醸成のための各種委員会の設置

#### ◆ 休暇の取得促進等

- 完全週休二日制の導入
- 有給休暇取得向上に向けた作業効率化の実施



### 取組の結果

#### ◆ 時間外労働時間数の減少

- 一人当たりの月平均時間外労働時間数の大幅削減

平成30年：最も多い者で、月150時間超

令和4年：1人当たり平均が20時間未満

#### ◆ 離職の減少、社員の増加

- 離職者が減り、3～4年程度で社員が約2倍に増加

平成30年：20人程度 → 令和4年：40人

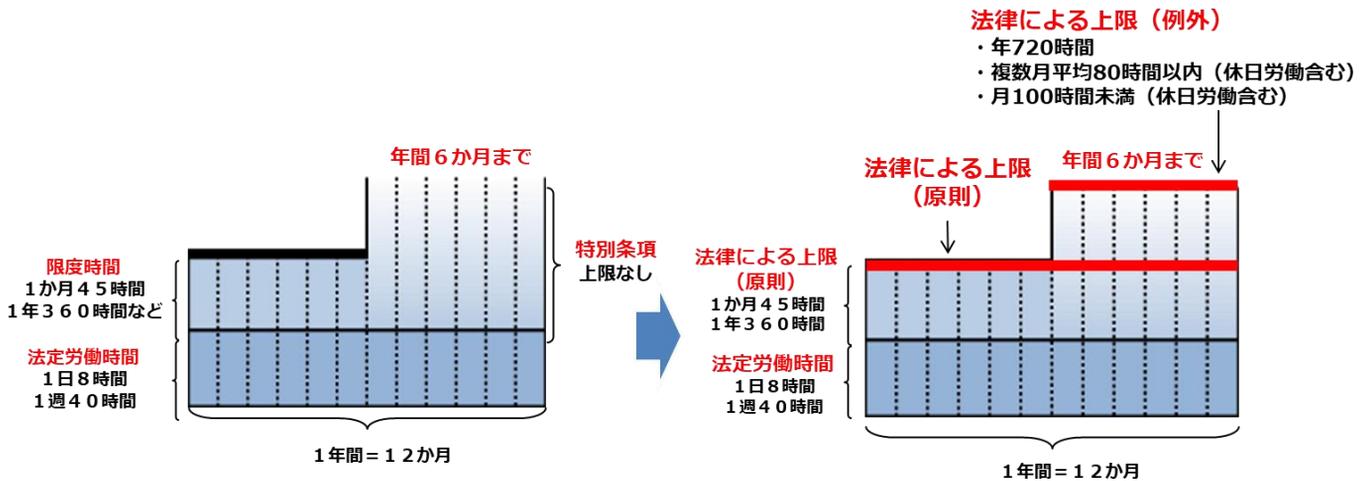
# 参考資料

## 時間外労働の上限規制

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限は、原則として**月45時間、年360時間（限度時間）**とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）**とされた。

※限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。

※平成31年4月1日施行／中小企業は令和2年4月1日施行／一部、令和6年3月31日まで適用猶予あり。



### < 猶予業種・業務 >

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予期間終了後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業（※）	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。</li> <li>●災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。</li> </ul>
自動車運転の業務（※）		<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。</li> <li>●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。</li> <li>●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。</li> </ul>
医業に従事する医師		<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。</li> <li>●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。</li> <li>●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。</li> <li>●医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。</li> </ul> <p>※2 医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。 地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。</p>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上限規制がすべて適用されます。</li> </ul> <p>10</p>

# 労働時間適正把握ガイドライン

## 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。

## 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

### 始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。（ガイドライン4（1））

### 自己申告により労働時間を把握する場合の措置

- ① 自己申告を行う労働者のみでなく、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置について、十分な説明を行うこと。（ガイドライン4（3）ア・イ）
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した事業場内にいた時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。（ガイドライン4（3）ウ・エ）
- ③ 労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないことを改めて示し、さらに、労働者間で慣習的に過少申告が行われていないかについても確認すること。（ガイドライン4（3）オ）

### 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。（ガイドライン4（6））

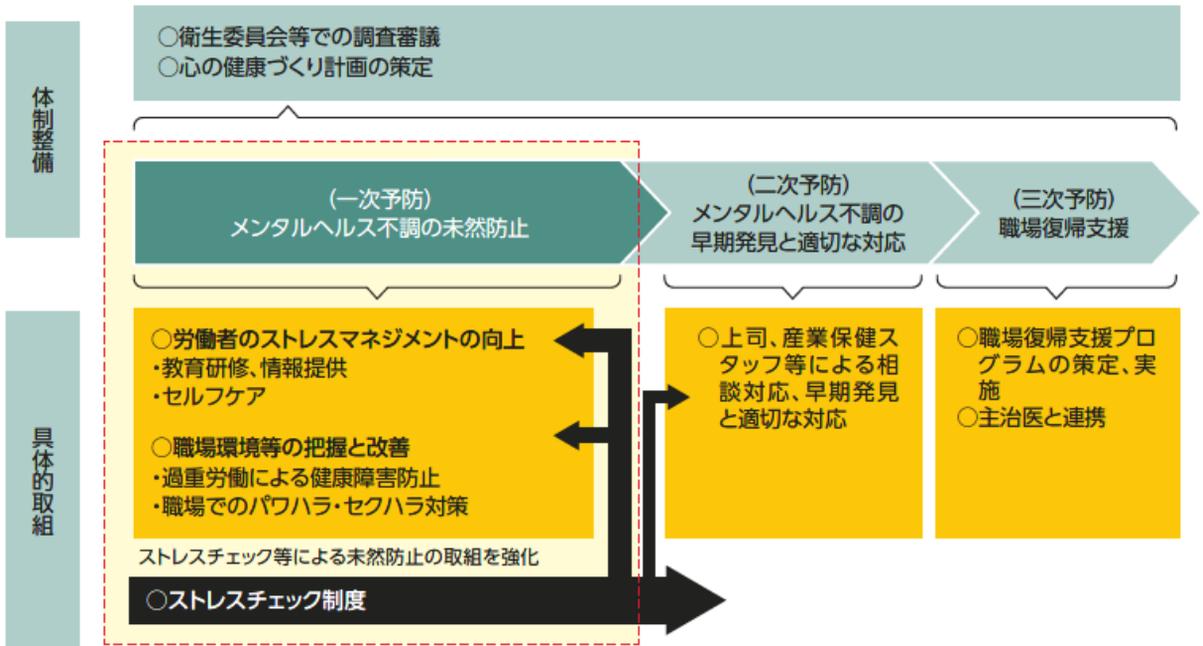
### 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。（ガイドライン4（7））

# ■ ストレスチェック

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、**自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査**である。労働者が50人以上いる事業場では、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することを義務づけられている。

ストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタル不調となることを未然に防止する一次予防を主な目的としている。

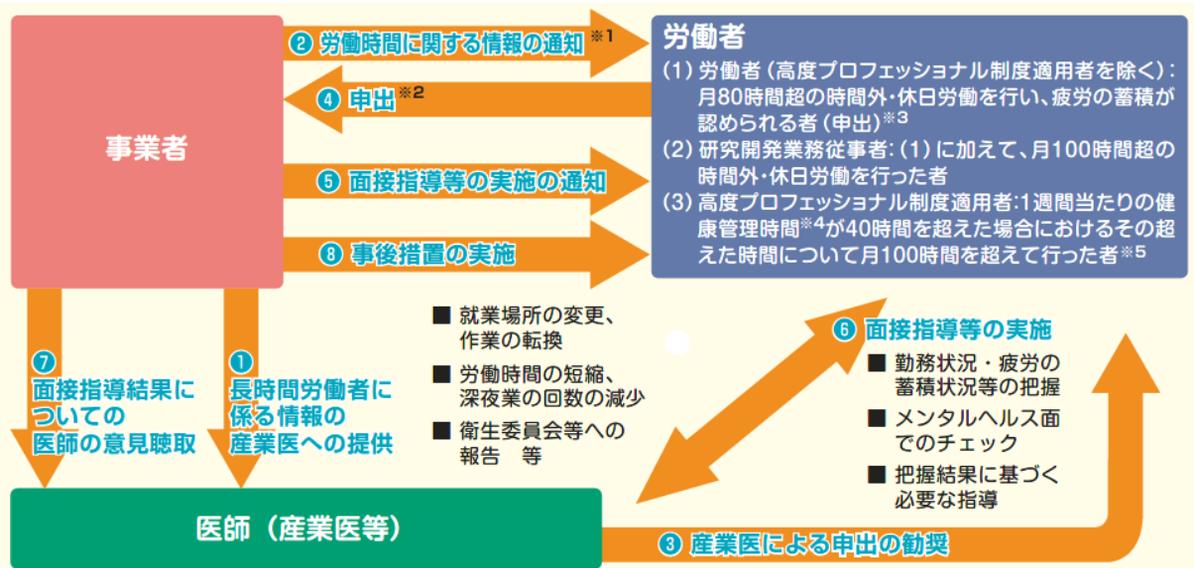


## 質問票のイメージ

	そ う だ	そ ま う だ	ち や が う	ち が う
<b>あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</b>				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
⋮				
<b>最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</b>				
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
⋮				
<b>あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</b>				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4
⋮				

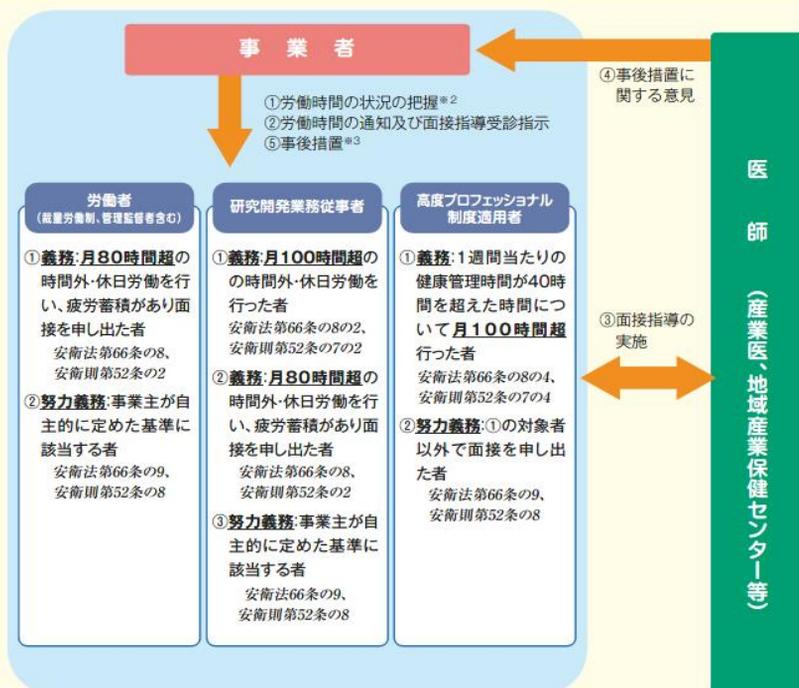
# 長時間労働者への医師による面接指導制度

「医師による面接指導制度」は、長時間労働により疲労が蓄積し健康障害のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるものである。



- ※1 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者が対象。
- ※2 月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象
- ※3 月80時間超の時間外・休日労働を行った者については、申出がない場合でも面接指導を実施するよう努める。  
月45時間超の時間外・休日労働で健康への配慮が必要と認めた者については、面接指導等の措置を講ずることが望ましい。

- ※4 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間(労務委員会が厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間)と事業場外において労働した時間との合計の時間。
- ※5 1週間当たりの健康管理時間が、40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1月当たり100時間を超えない高度プロフェッショナル制度適用者であって、申出を行った者については、医師による面接指導を実施するよう努める。



- ※1 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその労働。
- ※2 高度プロフェッショナル制度適用者は健康管理時間の把握。
- ※3 事業者は、面接指導の結果を踏まえて、就業場所の変更、作業の転換等の必要な事後措置を行う。



# GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局  
宮崎市橋通東3-1-22  
宮崎合同庁舎  
TEL0985(38)8821  
FAX0985(38)5028

## くるみん認定通知書交付式

### 県内初！ 4つ星のくるみん認定



(左から)  
人事部調査役 丸山慎太郎氏、坂根労働局長、  
人事部長 尾上和広氏、  
人事部調査役代理 桑畑奈津子氏、渡辺雇用環境・均等室長

宮崎労働局は、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる子育てサポート企業として、株式会社宮崎銀行をくるみん認定し、令和5年7月27日に認定通知書交付式を行いました。

今回で4度目のくるみん認定となる株式会社宮崎銀行は、「仕事と育児の両立は、容易なことではありませんが、それでも働き続け

ることを選択する従業員の意思に寄り添い、事業主としてしっかり応えていかなければならないと感じています。これからも従業員が仕事と育児の両立が図れるよう、互いを理解し、尊重しあえる職場風土と、働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。」と抱負を述べられました。

## 最低賃金(時間額)

# 897円

を答申



橋口会長(左)から答申文を受け取る坂根労働局長(右)

8月10日、宮崎地方最低賃金審議会が開催され、現在の宮崎県最低賃金時間額853円から44円引上げて897円とする答申が行われました。

答申では、原材料費等の高騰により影響を受けている中小企業・小規模事業者への最大限の配慮を求める付帯決議も採択されました。改正された最低賃金は、最短で10月6日に発効される見込みです

## アルバイトする前に知っておいてほしいこと

### 宮崎大学で労働法講義

7月25日、宮崎大学地域資源創成学部において、「アルバイトと労働法」について1年生を対象に説明をしました。

法定労働時間、休日、休憩、賃金等法定労働条件の基礎とともにアルバイトのトラブル事例を紹介し、総合労働相談コーナー等相談先があることをお伝えしました。

高校を卒業し、初めて社会と接する機会がアルバイトになるかもしれないところ、非常に熱心に聴講していただき、休憩時間、講義

後も途切れることなく多数の質問をいただきました。

また、卒業後の進路の選択肢の一つとして労働局、労働基準監督署、公共職業安定所での仕事についても紹介をさせていただきました。

労働基準監督官志望の3年生も顔を出してくださいました。





# 職業訓練体験会in都城

## ハロトシ受講で希望の就職を目指そう!

7月20日にハローワーク都城にてポリテクセンター宮崎の周知と受講生の確保を目的として、ものづくりに興味のある求職者を対象とした「職業訓練体験会in都城」を開催しました。

今回で通算5回目の開催となりポリテクセンター宮崎より機材を持ち込んでいただき、機械(金属)コース・電気コースの2コース、延べ17名の求職者が参加しま

した。

機械(金属)コースではAR技術を活用した溶接をゲーム感覚で体験し、採点機能により自分の溶接が何点なのか知ることができ、回数を重ねるうちに点数を伸ばし盛り上がりました。

電気コースでは、電気配線の仕組みを勉強し、ブレーカー・スイッチ・コンセントの電気配線を体験しました。普段なんとなく使っている電気配線の構造を知ることができる貴重な機会でした。



電気配線を体験する求職者

参加者からは、「親切・丁寧な説明でわかりやすく楽しく体験出来た。」「業界に興味を沸いた。」「訓練受講を検討したい」等の感想をいただきました。今後も様々な体験コースを定期的で開催し、受講生確保に繋げていきます!ものづくりに興味のある方、今後の開催をお待ちください!



ARで溶接体験をする求職者



左のディスプレイがAR画面

## 出張ハローワーク! ひとり親全力サポート キャンペーン



児童扶養手当受給者が現況届を提出する8月の時期に合わせ、ハローワークが県内の市役所内等に臨時相談窓口を設置する「出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施しました。会場のひとつである宮崎市役所では、職業相談の他、求人情報提供、職業訓練・セミナー案内、応募書類作成支援・面接対策等を行いました。

利用者からは、「面接のアドバイスをもらえてよかった。」「今度、セミナーに参加したい。」等の感想をいただき、地域にハローワークのサービスを届けることができました。

ハローワークプラザ宮崎ではLINEも開設しています!  
ID: @849ywima

## 令和4年度ハラスメントに関する相談状況について

### ~いじめ・嫌がらせが10年連続最多~

令和4年度の総合労相談コーナーに寄せられたハラスメントに関する相談は1,354件で、令和3年度比3.4%の増加でした。

ハラスメントに関する相談の内訳としては、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが43%を占めており10年連続最多でした。次いで労働施策総合推進法に関するパワーハラスメントに関する相談が37%でした。

労働施策総合推進法のパワーハ

ラスメント防止措置は、令和4年4月1日から企業規模にかかわらず全企業に義務化されています。令和3年度のパワーハラスメント(労働施策総合推進法)は中小企業は適用猶予だったことから大企業のみ件の件数です。

いじめ・嫌がらせ及びパワーハラスメント(労働施策総合推進法)の合計は令和3年度で1,008件、令和4年度で1,090件となり8.1%の増加でした。

ハラスメントに係る相談の内訳件数	3年度	4年度
いじめ・嫌がらせ	868	584
パワーハラスメント(労働施策総合推進法)	140	506
育児ハラスメント・不利益取扱い	104	92
妊娠・出産等に関するハラスメント・不利益取扱い	79	76
セクシャルハラスメント	75	65
介護ハラスメント・不利益取扱い	43	31
計	1,309	1,354